



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

最近の大学改革の動向

(量の拡大と質の保証について)

平成26年9月10日(水)

文部科学省高等教育局高等教育企画課

大学設置室長

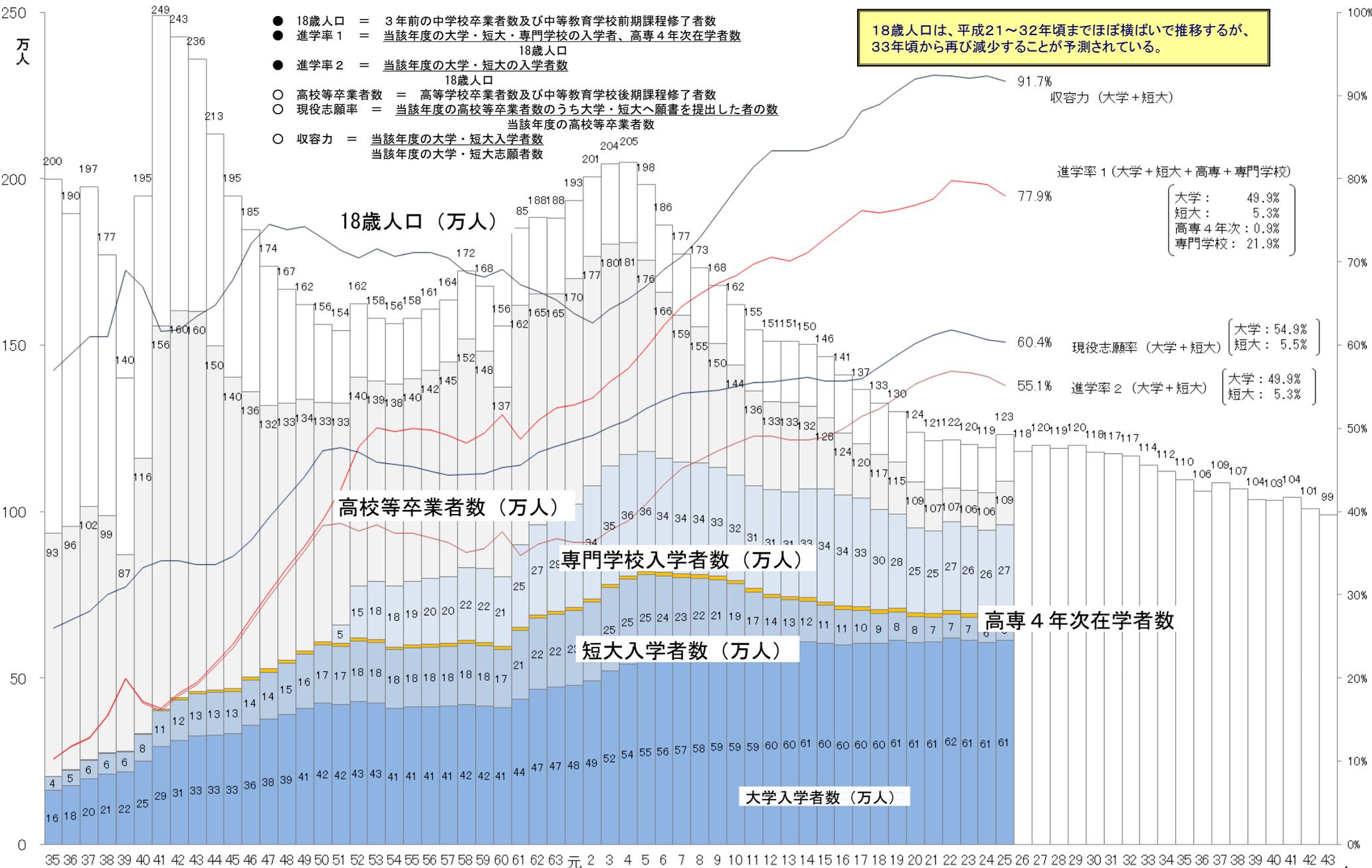
新木 聡

本日お話する内容

1. **我が国の高等教育を取り巻く現状**
 - 日本における高等教育の質と量の状況
 - 国際比較
2. **大学改革に関する最近の提言**
 - 大学改革実行プラン（H24年6月）
 - 大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（H25年2月）
 - 教育再生実行会議（H25年5月）
3. **質の保証に係る取り組み**
 - 我が国の大学の質保証システム
 - 質保証システムの改善
4. **今後の課題**
 - 「大学の国際化」から「大学による国際的な貢献」へ
 - 「大学の都市部への偏在」から「大学による地方の活性化」へ
5. **ICTの活用に対する期待**
 - 大学の教育の質の向上におけるICT活用への期待
 - 大学による国際的な貢献におけるICT活用への期待
 - 大学による地方の活性化におけるICT活用への期待

1. 我が国の大学を取り巻く現状

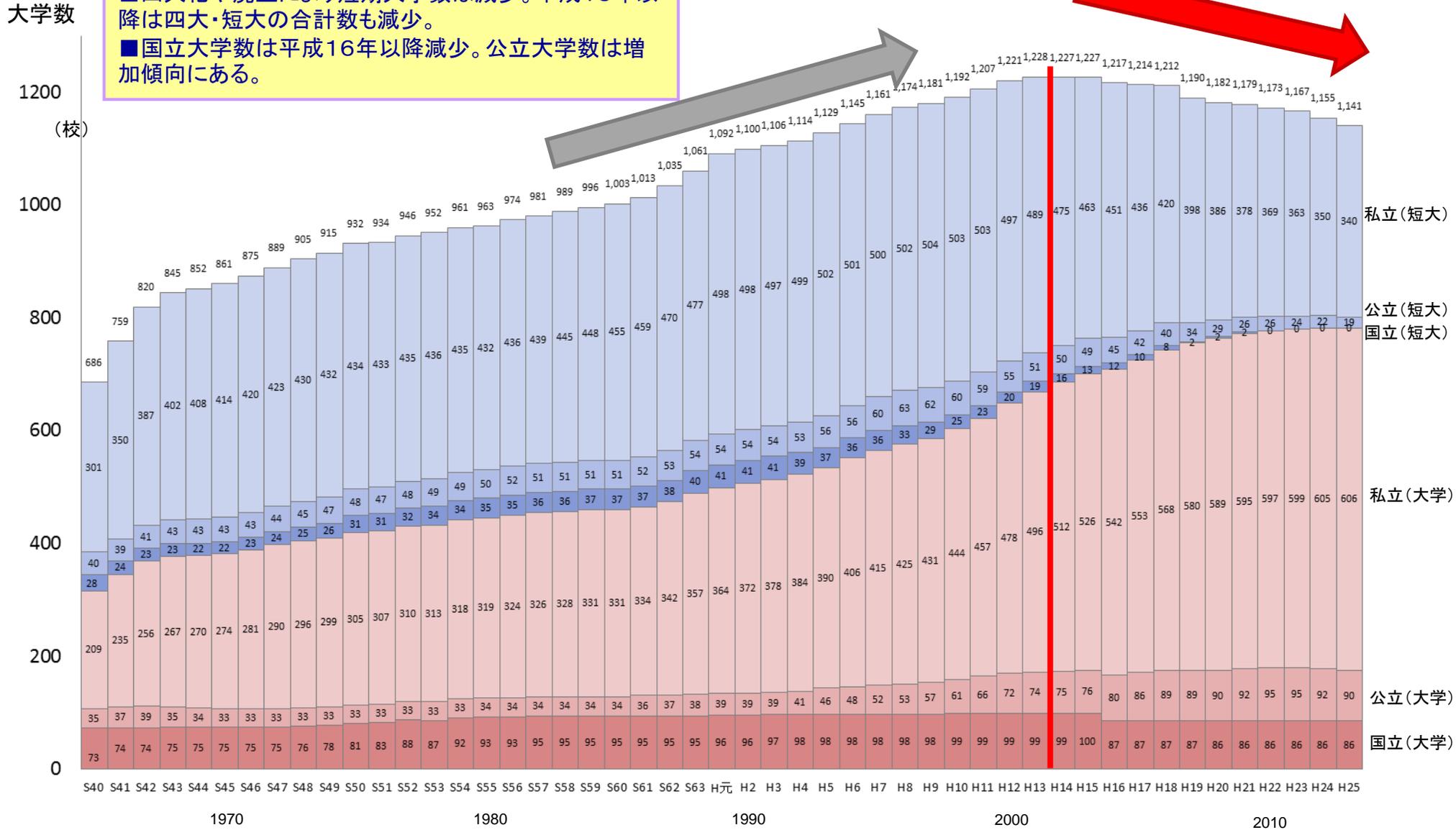
18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



近年の大学・短大数の推移(昭和40～平成25年度)

【近年の主な傾向】

- 四大化や廃止により短期大学数は減少。平成13年以降は四大・短大の合計数も減少。
- 国立大学数は平成16年以降減少。公立大学数は増加傾向にある。



※学生募集停止の学校も含む。
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

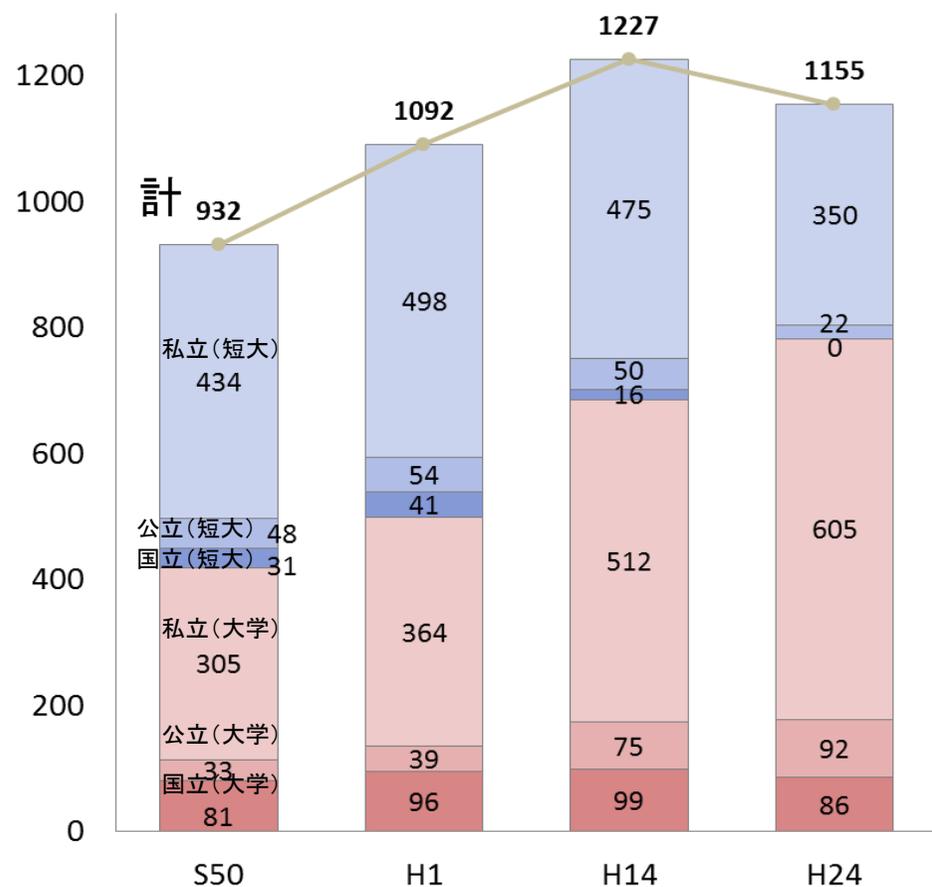
(出典)文部科学省「学校基本調査」

近年の大学の量的規模の動向(大学数と学生数の推移)

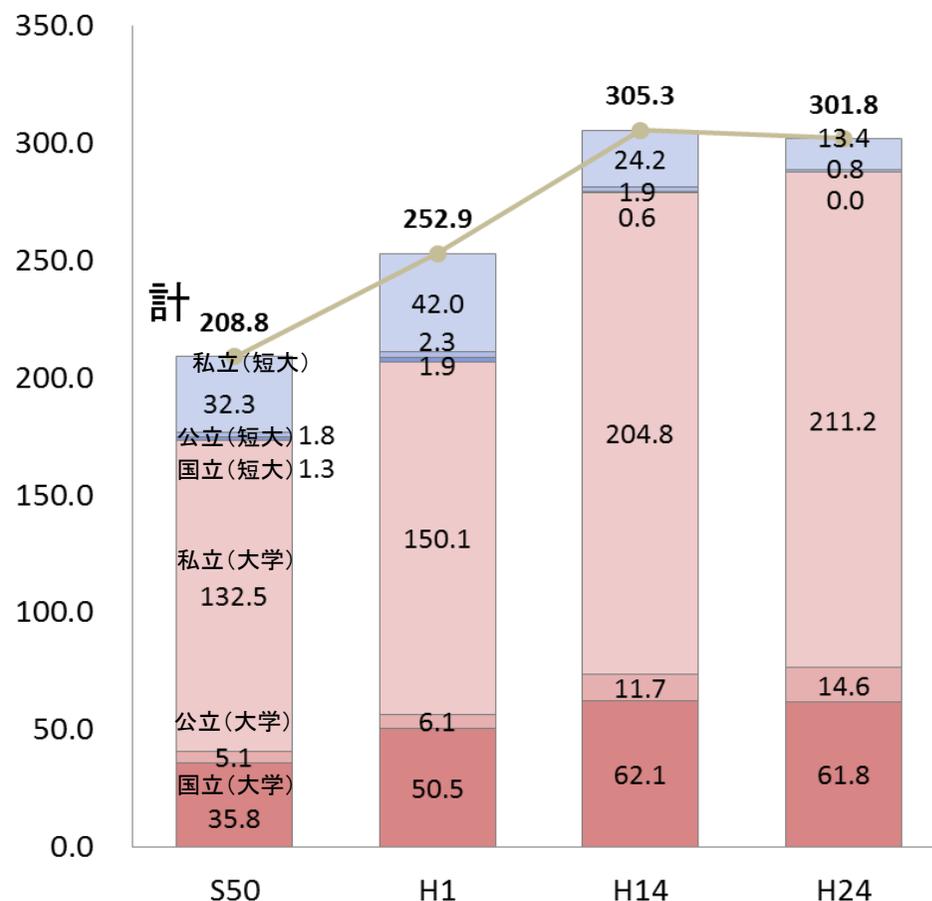
【近年の主な傾向】

- 四大化や廃止により短期大学数は減少。
- 国立大学数は平成16年以降減少。公立大学数は増加傾向にある。

【大学数(国公立)】(校)

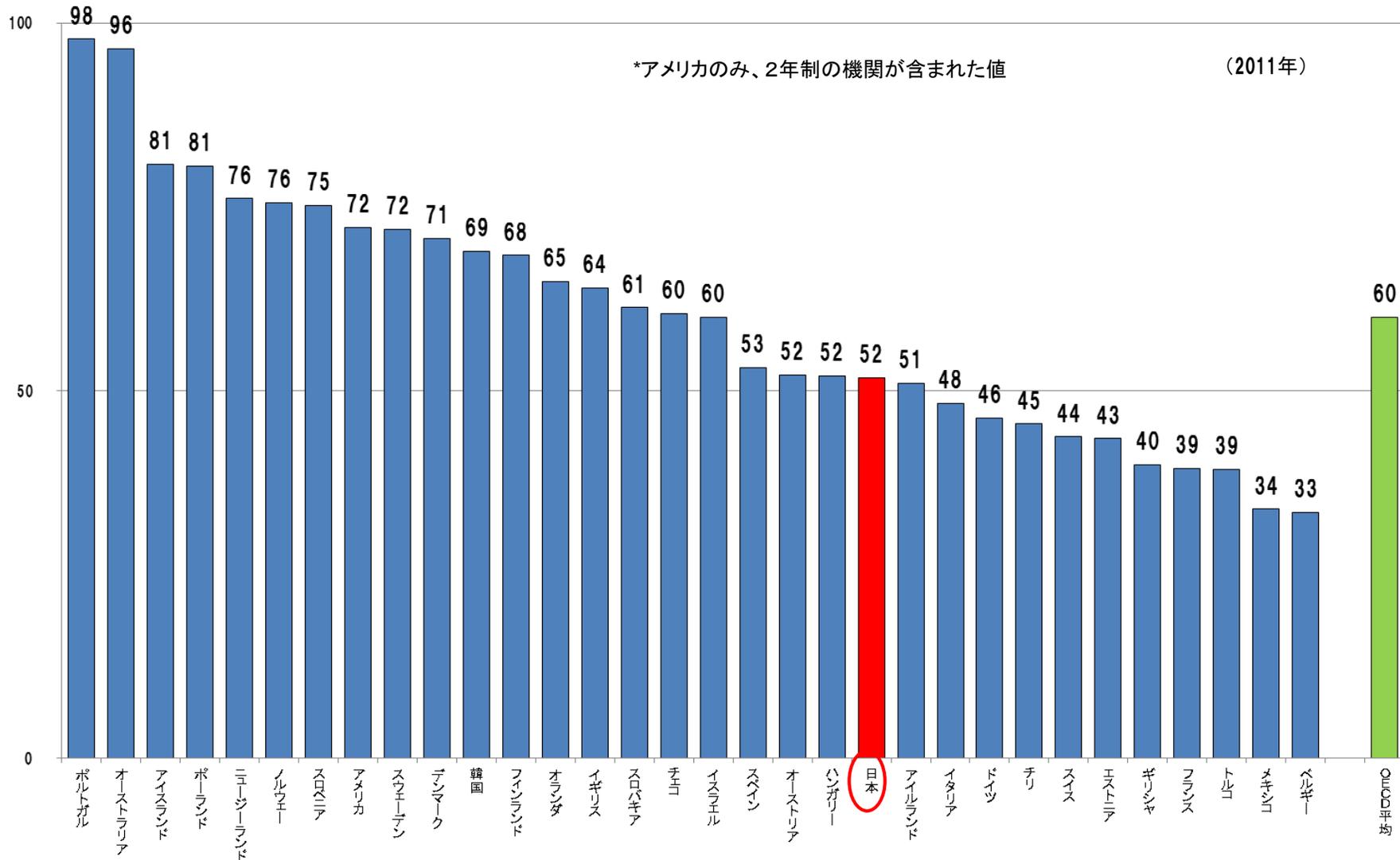


【学生数(国公立)】(万人)



大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。

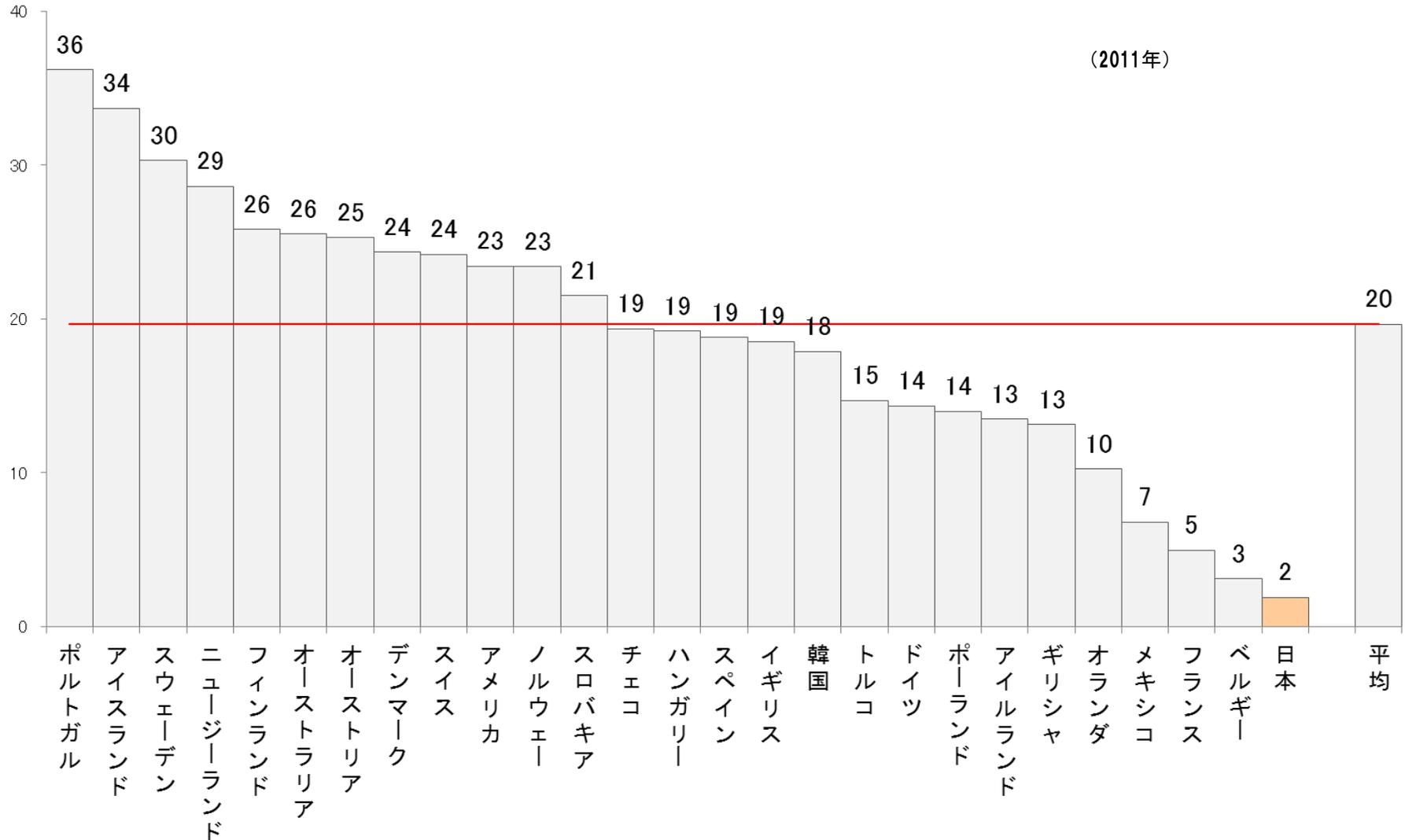


注: このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。

出典: OECD「Education at a Glance 2013」

25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

諸外国は25歳以上の入学者の割合が平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。

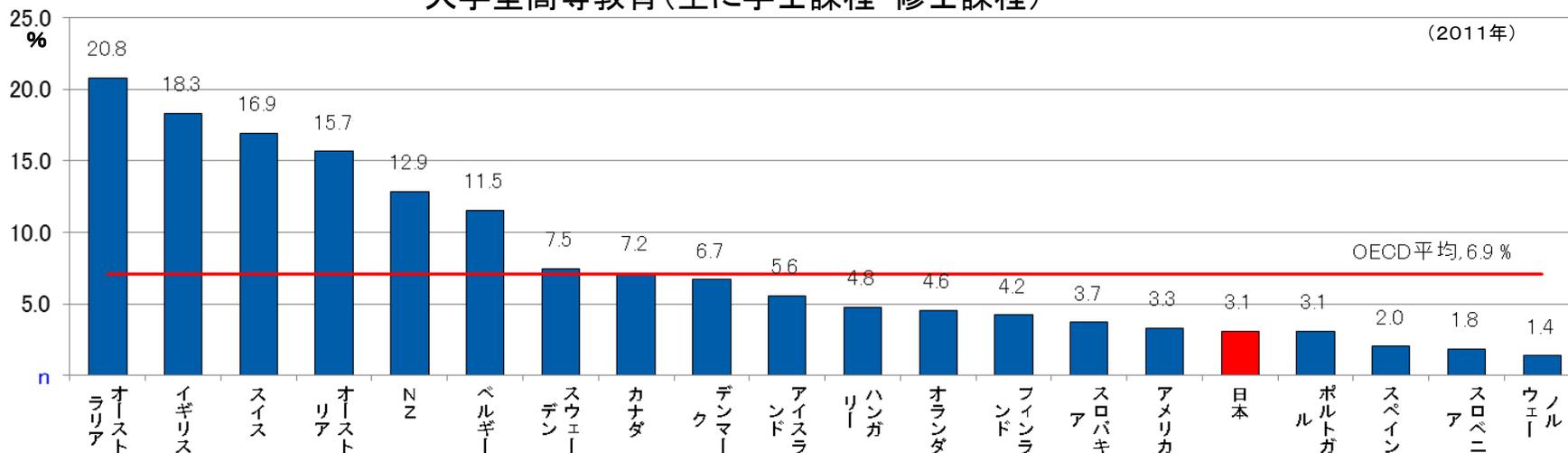


出典：OECD Stat Extracts（2011）。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

各国の学生に占める留学生の内訳

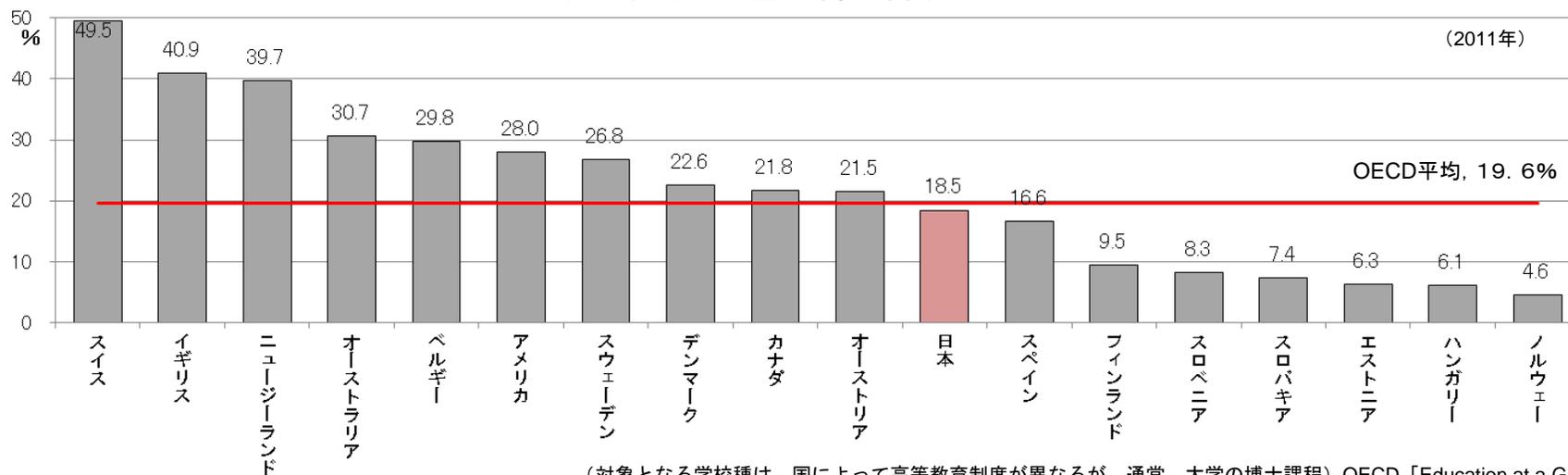
学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は6.9%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は19.6%であるのに対して、日本は18.5%。イギリスの40.9%、アメリカの28.0%等に比較して少ない。

大学型高等教育(主に学士課程・修士課程)



OECD「Education at a Glance 2013」

上級研究学位(主に博士課程)

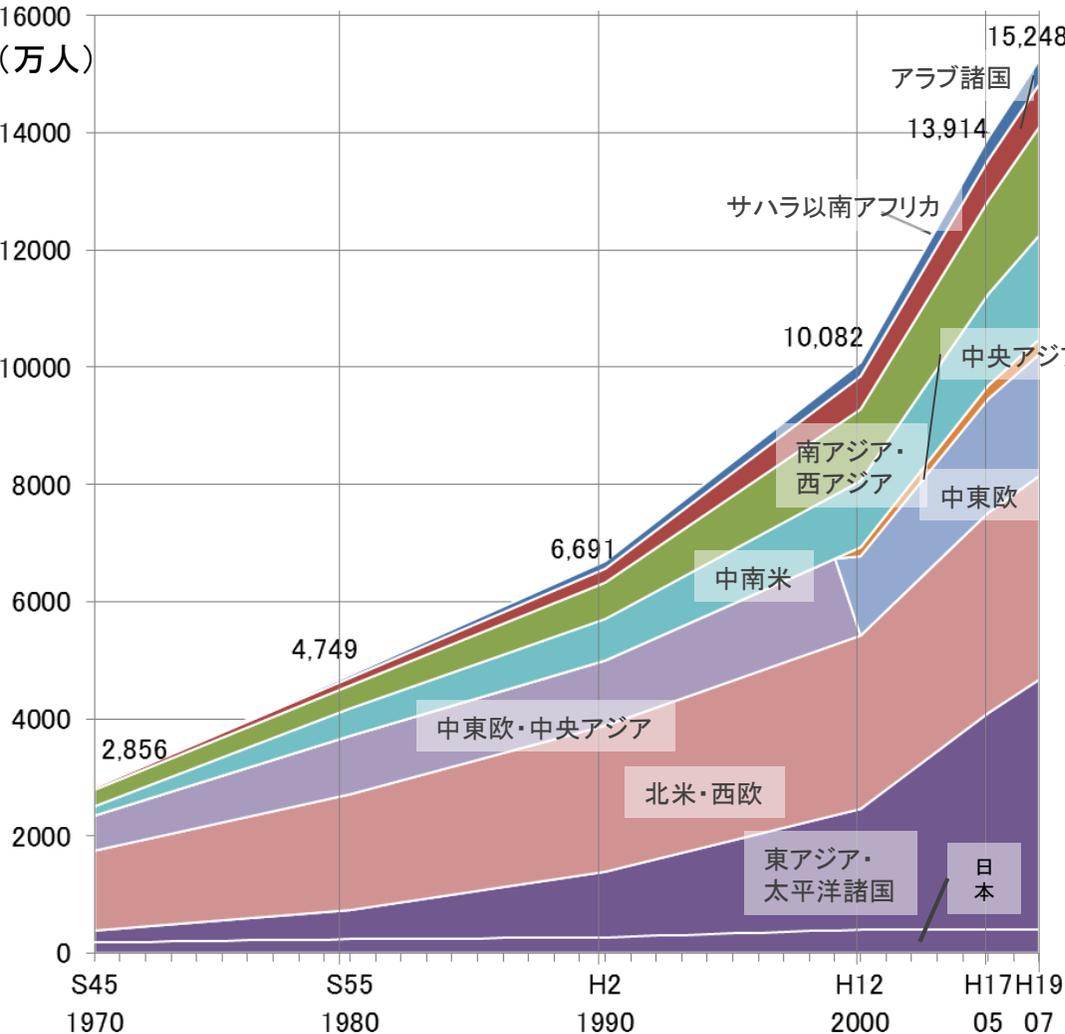


(対象となる学校種は、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の博士課程) OECD, 「Education at a Glance 2013」

世界的に知識基盤社会を迎える中で、「大学力」を国力そのものとして重視することが不可欠

世界の学生数は10年間で倍増。

先進国や近年経済成長を遂げている国は、発展の基盤として高等教育を重視。



米国

○オバマ政権は「2020年までに大学卒業生比率を世界一に」と宣言し、コミュニティ・カレッジ卒業生を500万人増加する計画を2011年から開始。

欧州

○2020年までの欧州の経済成長と雇用に関する包括的な計画「欧州2020」において、高等教育修了者の増加を掲げる。

中国

教育事業の第12次5カ年計画(2011~2015年)
 ○5年間で、高等教育在学者数の増を目指す(2,922万人→3,080万人)。大学院在学者数についても増(154万人→170万人)。
 ○公財政予算において教育費を優先的に保障することを掲げる。

韓国

○1990年から2000年にかけて、大学生は約1.7倍(128万人→222万人)、進学率は70%を超えた。
 ○朴大統領は選挙公約において、高等教育への公財政支出(0.6%(2010年))をOECD平均(1.0%)まで拡大することを掲げる。

ASEAN

○シンガポール: 「ワールド・クラス大学」の国内誘致計画を掲げ、1998~2008年までに欧米から14大学を誘致。また、高度な技能を有する労働力需要の高まりに対応するため、2020年までに大学進学率を27%(2012年)から40%に高めるとの方針を2012年に発表。
 ○マレーシア: 第10次マレーシア計画(2011-2015)等で、高付加価値の知的産業の育成と世界トップレベル大学の育成等を掲げる。
 ○タイ: 第10次経済社会開発計画等で、R&D(研究開発)人口の増加や大学の基盤整備等を掲げる。

【参考】日本の学生数(万人) (大学・短大・専門学校)

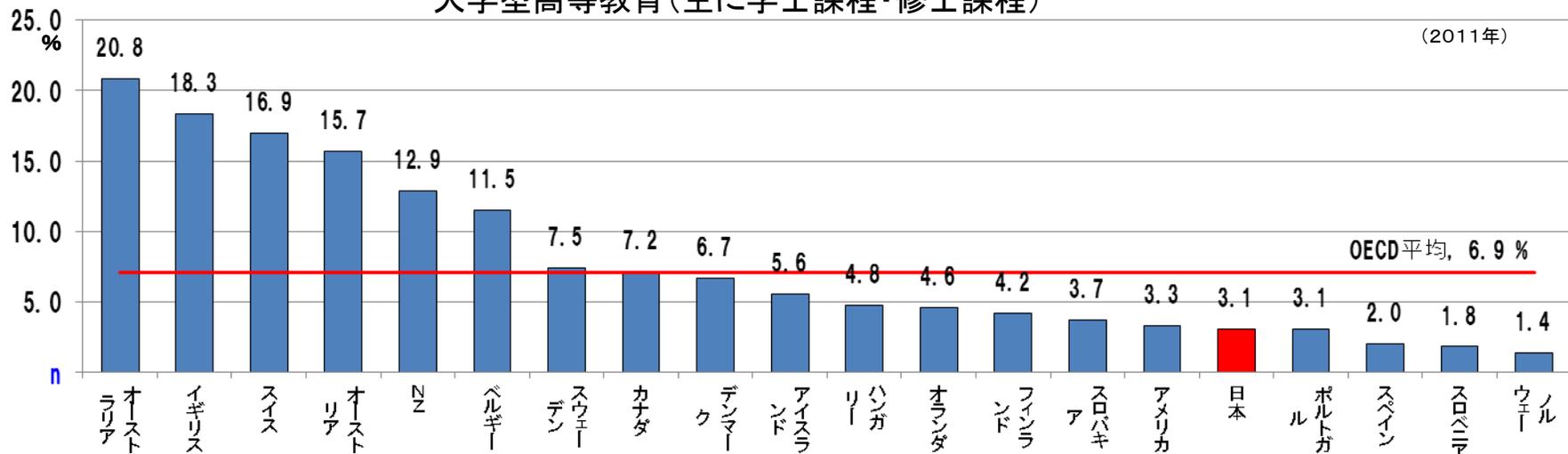
180	240	270	400	400	400
-----	-----	-----	-----	-----	-----

UNESCO「Global Education Digest 2009」を基に作成

各国は、自国民の育成のみならず、留学生の獲得競争を行っている。

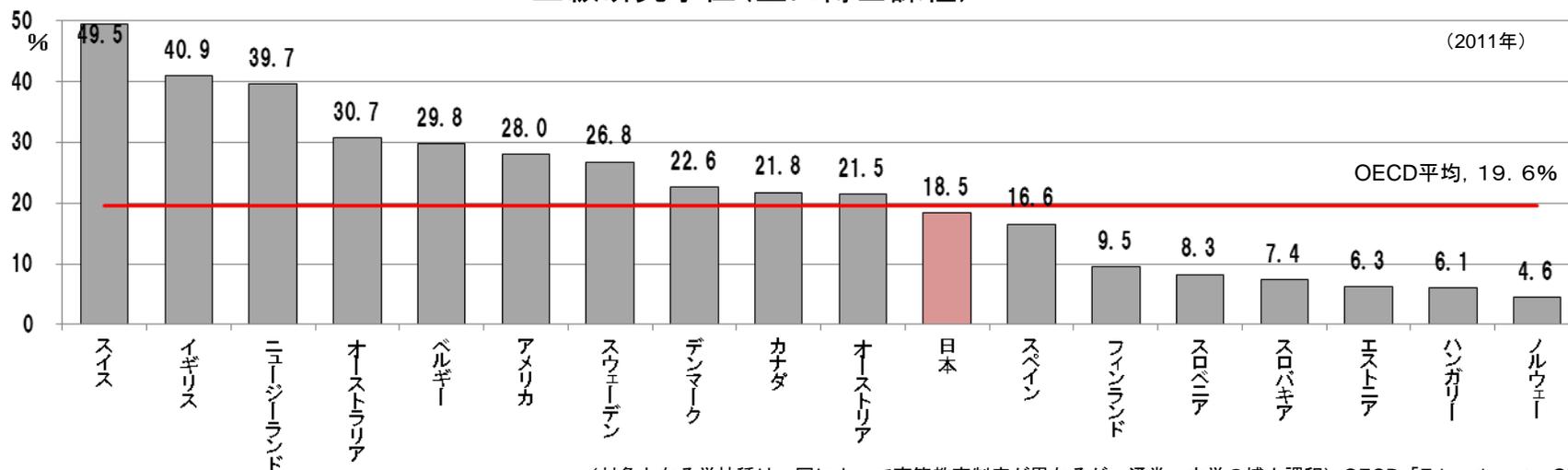
学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は7.1%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は19.6%であるのに対して、日本は18.5%。イギリスの40.9%、アメリカの28.0%等に比較して少ない。

大学型高等教育(主に学士課程・修士課程)



OECD「Education at a Glance 2013」

上級研究学位(主に博士課程)

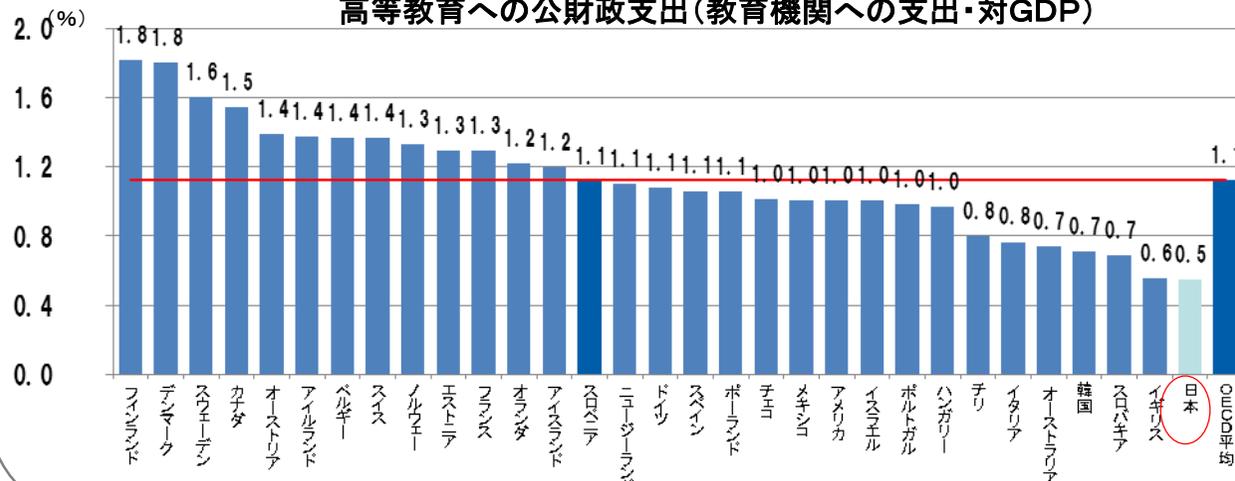


高等教育のリターンは大きいものの、高等教育への公的投資は限られている。

○ 高等教育への公財政支出は、諸外国と比べ低水準。その反面、授業料が高く学生支援割合が低い。→格差拡大への懸念

■ 国の経済規模(GDP)に対して、教育機関への公財政支出は、OECD諸国の中で最低の水準であり、約半分の水準。

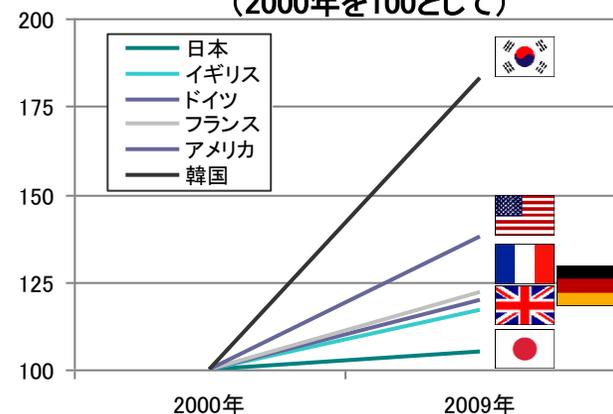
高等教育への公財政支出(教育機関への支出・対GDP)



(出典)「図表でみる教育(2012)」(OECD)、OECD.Statisticsに基づき作成。

■ 諸外国は近年、高等教育への投資を拡大しているが、日本は横ばい。

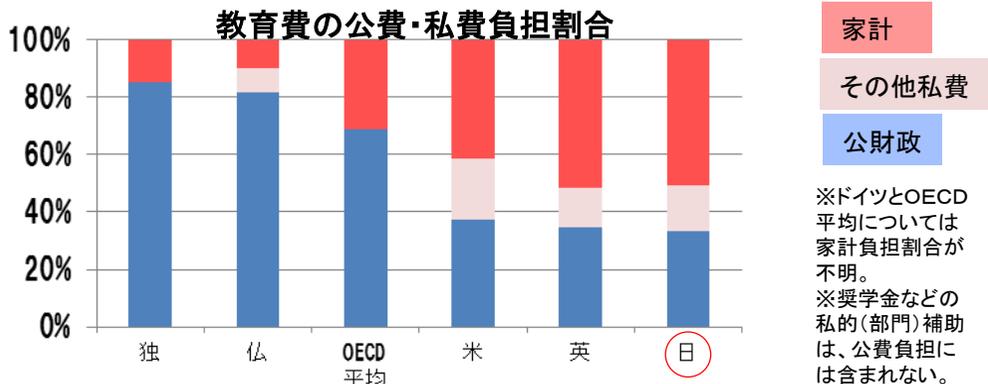
高等教育機関への公財政支出の推移(2000年を100として)



(出典)OECD「図表でみる教育(2012)」より作成

■ 日本は家計の負担割合が高い。教育の受益者は社会全体であり、広く社会全体で負担する方向に転換すべき。

教育費の公費・私費負担割合

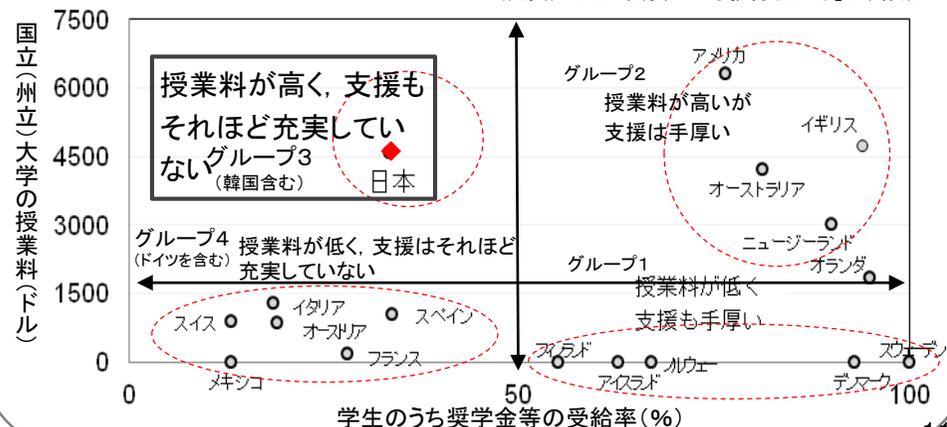


※ドイツとOECD平均については家計負担割合が不明。
※奨学金などの私的(部門)補助は、公費負担には含まれない。

(出典)OECD「図表でみる教育(2012)」より作成

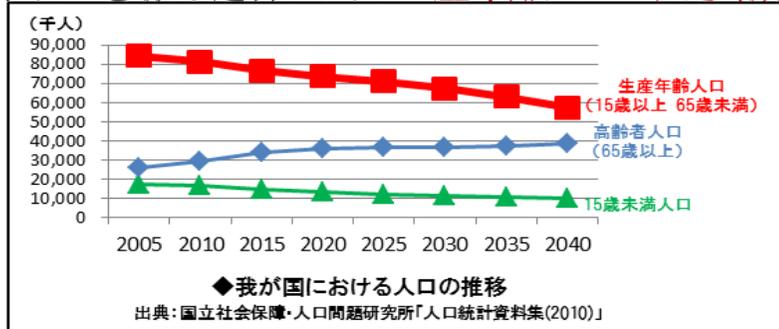
■ 日本は授業料が高く、奨学金受給率が低い。

(出典)OECD「図表でみる教育(2012)」より作成

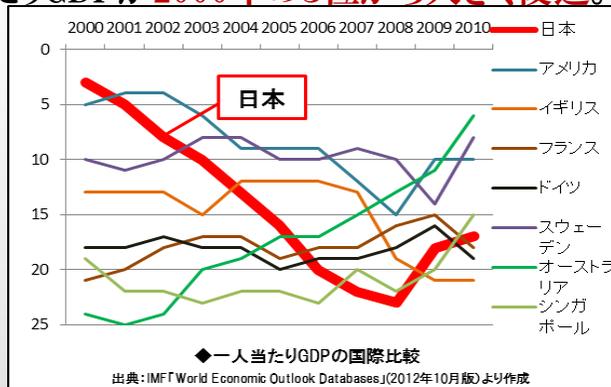


現状

1. 少子化の急激な進行により、生産年齢人口が大きく減少。



2. 一人あたりGDPが2000年の3位から大きく後退。



3. アジア各国が急激に経済成長する中、経済の停滞により日本は存在感を低下させる恐れ。

GDPの伸びと高等教育進学率 (1990→2009)

	GDPの伸び	進学率
韓国	3.1倍	37%→71%
中国	12.5倍	3%→17% (29万人→262万人)
タイ	3.1倍	16%→46%
オーストラリア	3.1倍	35%→94%
日本	1.6倍	36%→56% (短期大学含む)

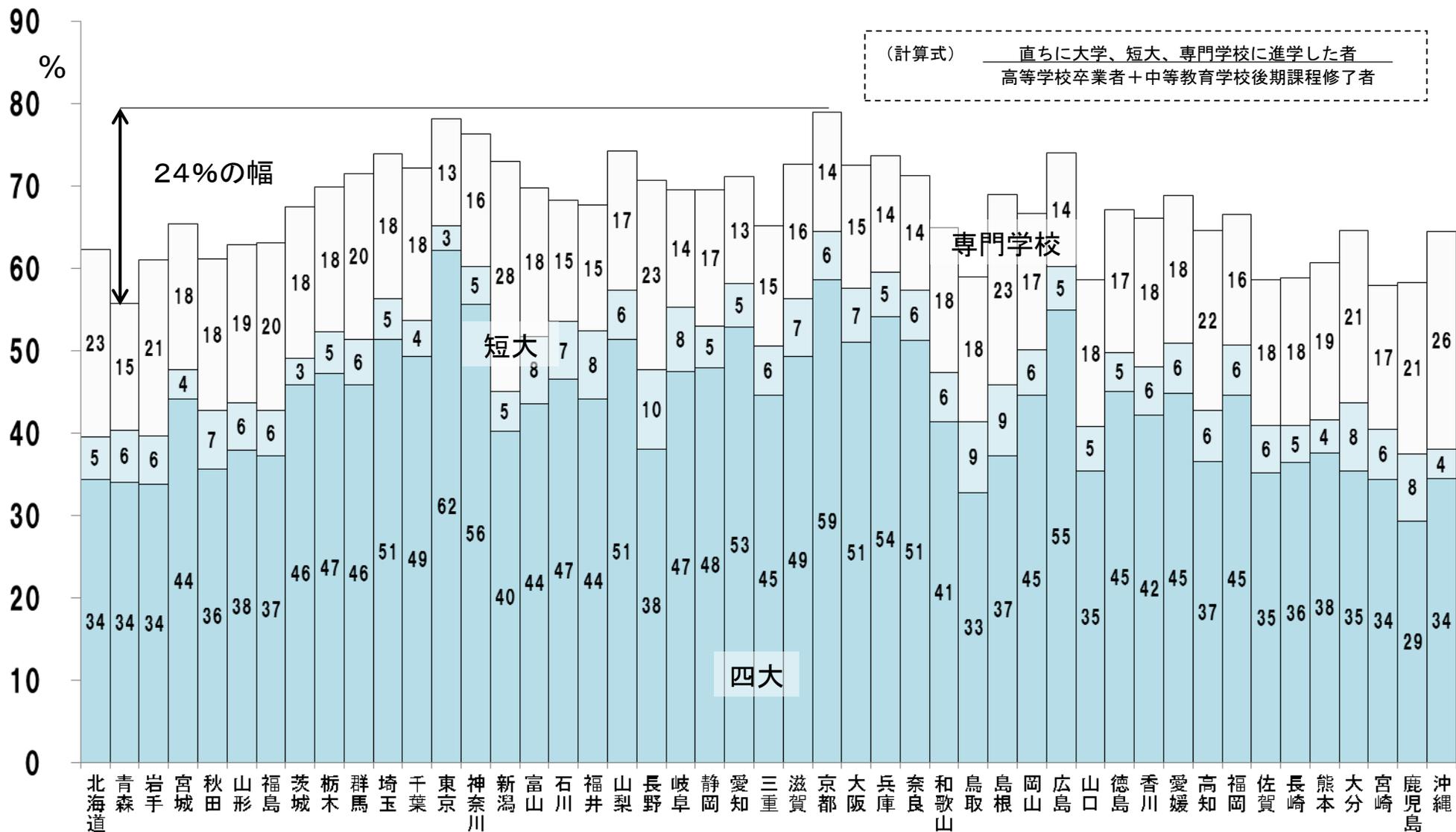
とるべき成長戦略と大学の役割

- 個人の可能性が最大限発揮されるよう、ひとりひとりの人材力を強化。
- 日本の経済再生や活力維持のため、経済活動や研究開発を様々な側面から支える人材を強化。
 - ・ 日本の成長を牽引し、
世界で戦えるグローバル人材の育成
 - ・ 経済成長の種となる
イノベーション創出を担う人材の育成
 - ・ 成熟社会の安定を支え
地域に活力を生み出す人材の育成等
- 国内に眠る研究資源を活用し「日本発」の新産業を創出。

グローバル化とイノベーションを
牽引する大学 → 産業競争力強化

都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校含む)

○ 平成25年度の都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校を含む)をみると、京都(79%)、東京(78%)で高く、青森(55%)、宮崎(57%)で低い。京都と青森では24%の幅。

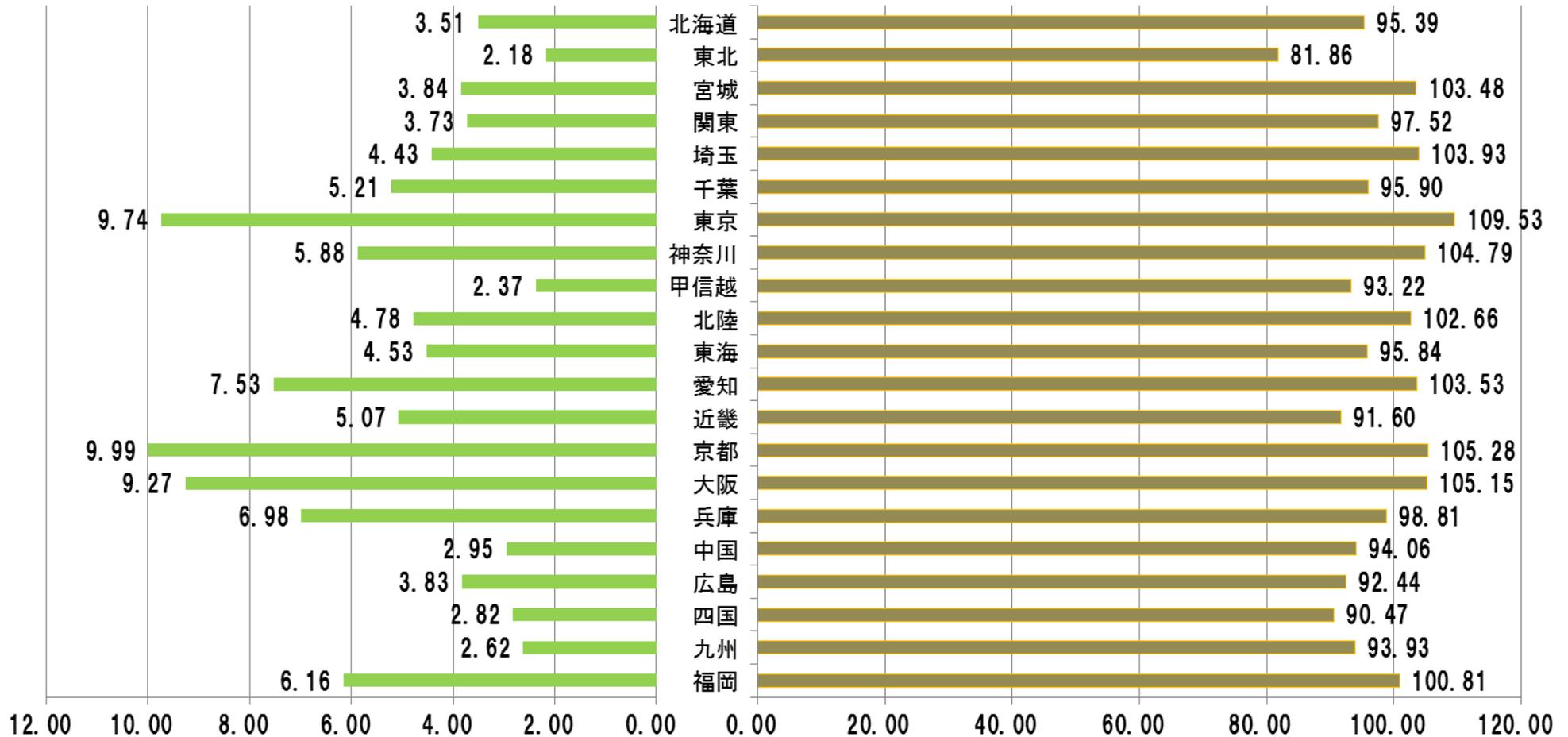


私立大学の地域別の格差

地域別に入学定員充足率の状況を見ると、東北(宮城県を除く)が充足率82%で最も低く、四国90%、近畿(市が、奈良、和歌山)と広島が92%となっている。一方充足率が高いのは、東京110%、神奈川105%、埼玉104%、宮城103%、京都105%、大阪105%などの都市部で、大都市部の大学に学生が集まっている傾向が見られる。

地域別の志願倍率(大学)

地域別の入学定員充足率(大学)

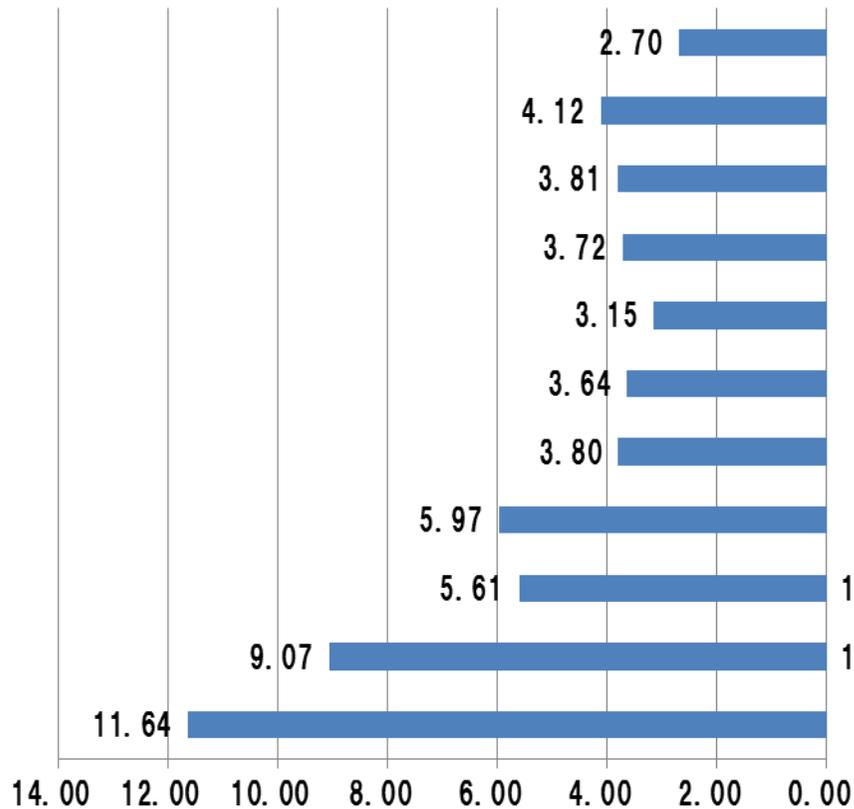


出典：平成26年度私立大学・短期大学等入学志願動向（日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター）

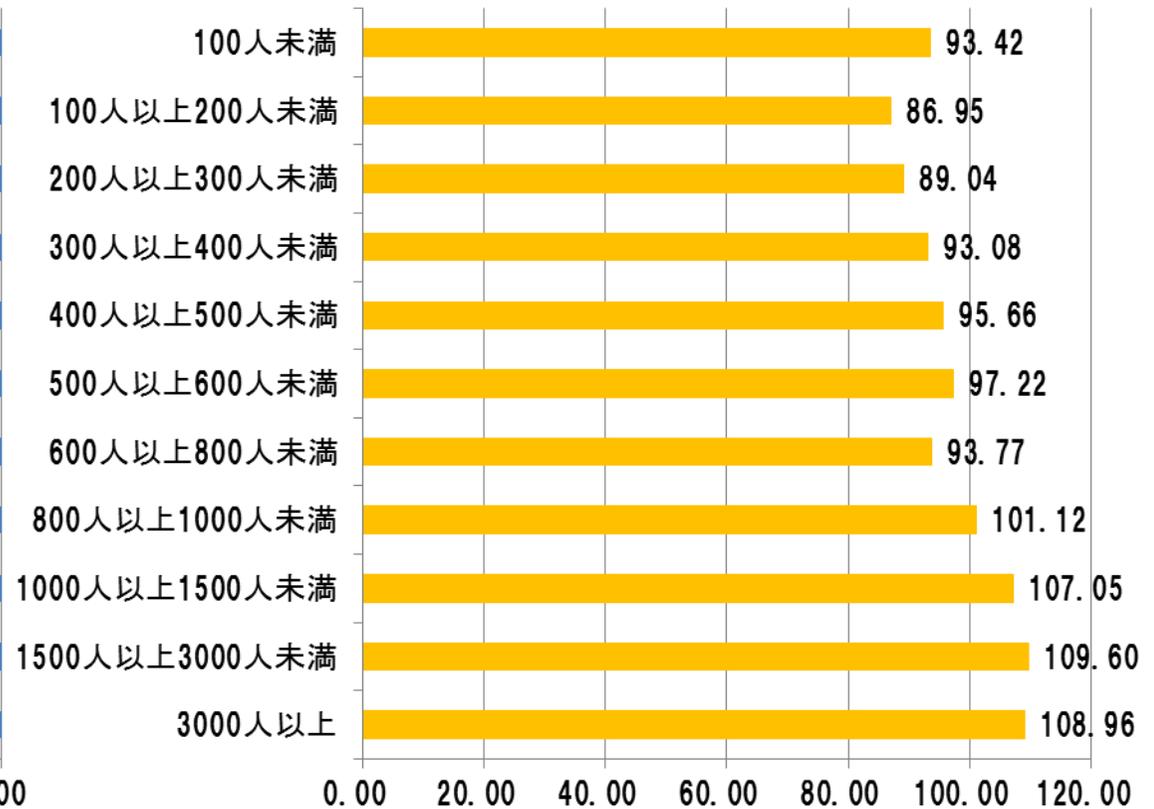
私立大学の規模による格差

入学定員規模別で見ると、「800人以上」の規模が大きな大学については志願倍率が高く、入学定員充足率も100%以上となっているのに対し、「800人未満」の比較的規模の小さな大学は、志願倍率が概ね3倍程度であり、入学定員充足率も100%を若干下回っており、小規模の大学ほど学生の確保が困難となっている。

規模別の志願倍率(大学)



規模別の入学定員充足率(大学)



出典：平成26年度私立大学・短期大学等入学志願動向（日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター）

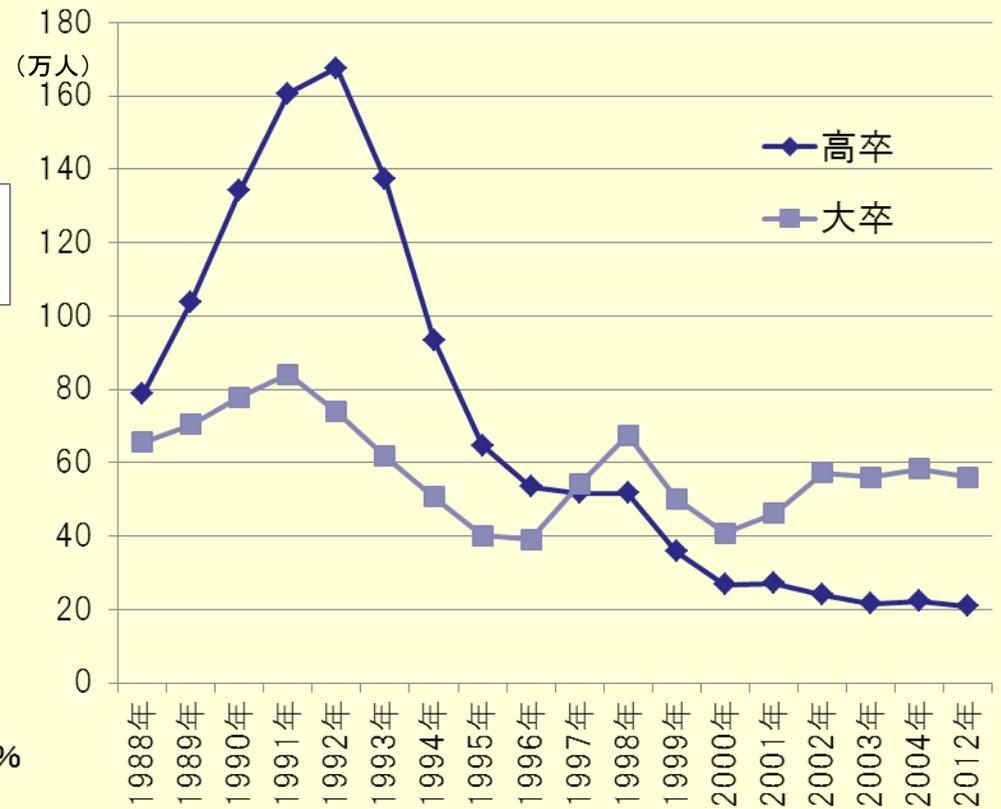
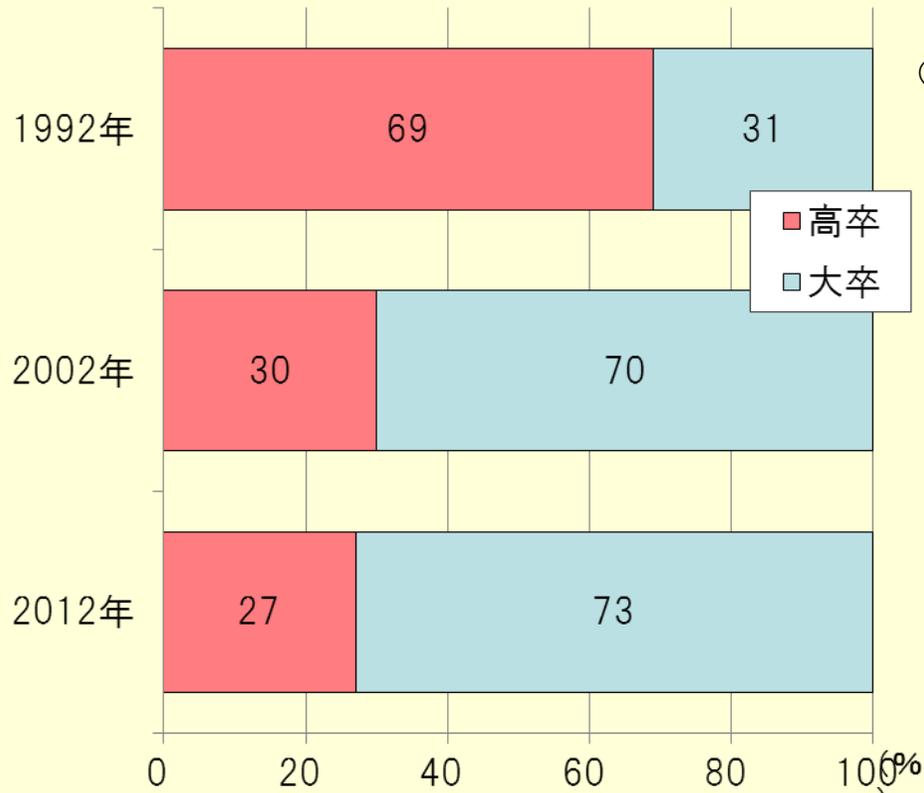
人材需要の動向

近年、人材需要は高卒から大卒へ急速にシフト。

(求人における高卒・大卒比: 1992年:7:3 → 2012年:3:7)

(高卒求人数の推移: 1992年:170万人 → 2012年:20万人)

○ 求人における高卒・大卒比の推移

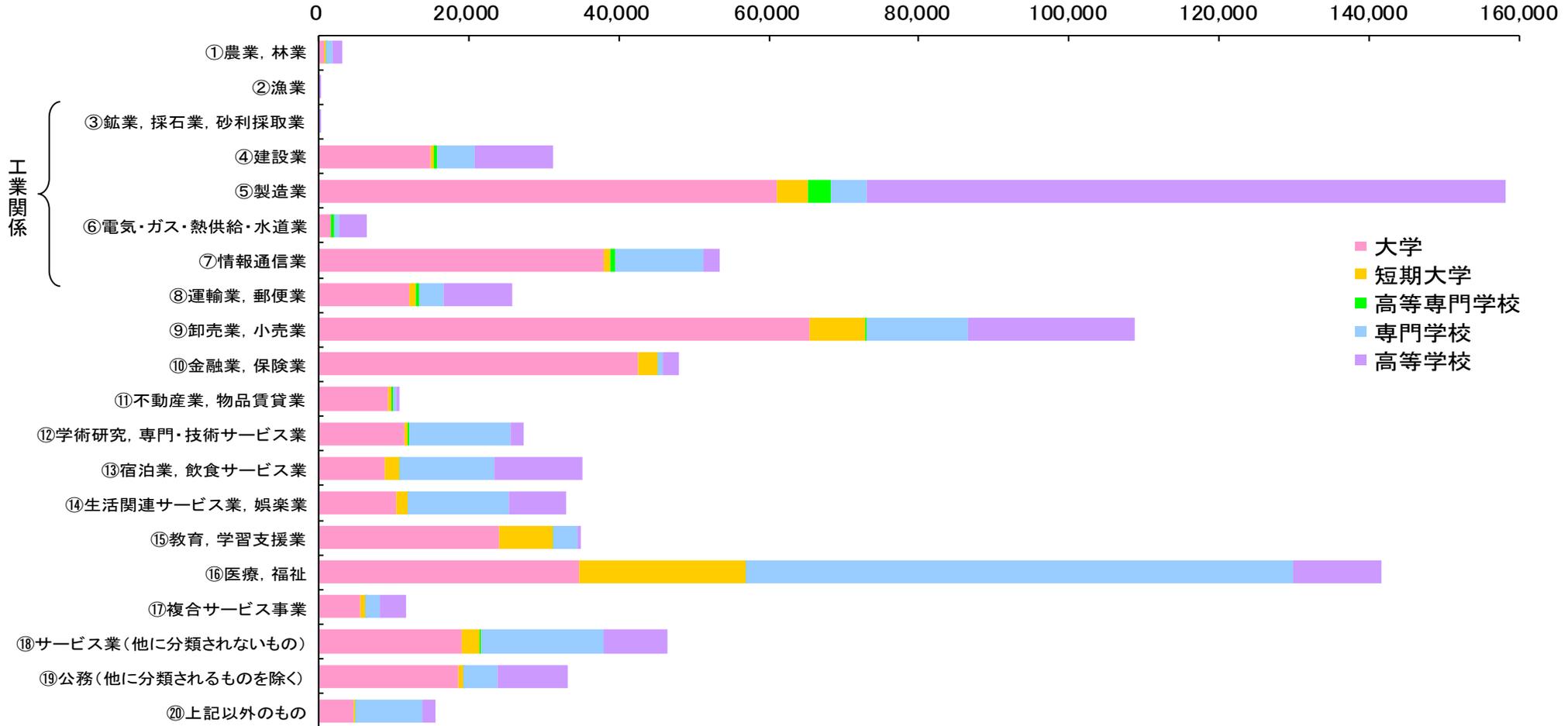


(出典)厚生労働省調べ、リクルートワークス研究所「大卒求人倍率調査」

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校の卒業生の産業別就職者数

高等教育機関から、各分野の専門的・技術的な知識及び技術を修得した人材を、様々な産業界に輩出

(人)



(参考: 各学校種ごとの産業別就職者数)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	合計	
大学	830	68	84	14,812	61,086	1,507	37,929	12,073	65,377	42,546	9,281	11,321	8,864	10,246	24,074	34,658	5,586	19,009	18,498	4,636	382,485
短期大学	116	3	12	554	4,007	124	975	839	7,552	2,559	466	538	1,931	1,543	7,097	22,285	558	2,509	644	275	54,587
高等専門学校	2	0	8	397	3,207	391	588	366	38	16	18	179	7	15	8	5	56	162	125	22	5,610
専門学校	946	0	0	4,917	4,728	567	11,725	3,404	13,616	756	567	13,616	12,670	13,427	3,404	72,995	1,891	16,263	4,539	8,888	188,917
高等学校	1,205	317	233	10,502	85,282	3,694	2,147	9,141	22,195	2,040	478	1,563	11,729	7,716	428	11,623	3,479	8,627	9,464	1,700	193,563

資料: 文部科学省「学校基本調査(H21)」(専門学校については、文部科学省調査(H20)による)

2. 大学改革に関する最近の提言

設置認可審査等に関する昨今の大学改革の流れ

平成24年

- 6月 「大学改革実行プラン」(文部科学省) (* 質保証のトータル・システムが指摘)
- 8月 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(中教審・答申)
- 9月 中教審に新設した高大接続部会が審議を開始
- 12月 (安倍内閣発足、下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣)

平成25年

- 1月 教育再生実行会議が発足
- 2月 「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」が報告(* 設置認可審査に係る諸制度改革が提言)
- 3~6月 産業競争力会議:人材力強化の一環として大学改革を議論
- 5月 教育再生実行会議第3次提言「これからの大学教育等の在り方について」
- 6月 「骨太の方針」(経済財政運営と改革の基本方針)(閣議決定)
「日本再興戦略」(閣議決定)
「第2期教育振興基本計画」(閣議決定)
- 6~7月 中教審に「組織運営部会」を新設(* ガバナンスの在り方を検討)
「グローバル化ワーキング・グループ」が審議開始(* ジョイント・ディグリー等の在り方を検討)
- 10月 教育再生実行会議第4次提言・「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方」
- 12月 「国立大学改革プラン」

平成26年

- 2月 手続規則及び私立学校法施行規則等の改正(* 審査スケジュールの見直し及び届出制度の見直し)
設置計画履行状況調査に係る制度改革
- 4月 届出制度及び設置計画履行状況調査に係る改正事項の施行
- 10月 審査スケジュールに係る改正事項の施行(* H28年度開設案件から適用)

大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～(平成24年6月)

我が国が直面する課題、将来想定される状況

- ・急激な少子高齢化の進行、人口減少
- ・生産年齢人口減少、経済規模の縮小
- ・財政状況の悪化
- ・グローバル化によるボーダレス化
- ・新興国の台頭による国際競争の激化
- ・地球規模で解決を要する問題の増加
- ・地方の過疎化・都市の過密化の進行
- ・社会的・経済的格差の拡大の懸念
- ・産業構造、就業構造の変化
- ・地域におけるケアサービス(医療・介護・保育等)の拡大

我が国が目指すべき社会

- ・持続的に発展し、活力ある社会
- ・自立した個による多様性に富み、自然と共生する成熟社会
- ・高齢者・女性の参画が一層拡大した社会
- ・生涯学習の一層の拡大と人材の流動性が高まる社会

求められる人材像・目指すべき新しい大学像

- ・生涯学び続け、主体的に考え、行動できる人材
- ・グローバル社会で活躍する人材、イノベーションを創出する人材
- ・異なる言語、世代、立場を超えてコミュニケーションできる人材
- ・学生がしっかり学び、自らの人生と社会の未来を主体的に切り拓く能力を培う大学
- ・グローバル化の中で世界的な存在感を発揮する大学
- ・世界的な研究成果やイノベーションを創出する大学
- ・地域再生の核となる大学
- ・生涯学習の拠点となる大学
- ・社会の知的基盤としての役割を果たす大学

大学改革の方向性

「大学ビジョン」の策定

I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

- ① 大学教育の質的転換と大学入試改革
- ② グローバル化に対応した人材育成
- ③ 地域再生の核となる大学づくり(COC (Center of Community) 構想)
- ④ 研究力強化: 世界的な研究成果とイノベーションの創出

II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

- ⑤ 国立大学改革
- ⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備
- ⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施
- ⑧ 大学の質保証の徹底推進

国としての大学政策の基本方針「大学ビジョン」の策定

I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

① 大学教育の質的転換と大学入試改革

- 主体的に学び・考え・行動する人材を育成する大学・大学院教育への転換(学修時間の飛躍的増加、学修環境整備等)
- 高校教育の質保証とともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換の促進
- 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進 等

② グローバル化に対応した人材育成

- 拠点大学の形成・学生の双方向交流の推進(日本人学生の海外留学の拡大、留学生の戦略的獲得)などによる、大学の国際化の飛躍的推進
- 入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進、英語による授業の倍増
- 産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進(「リーディング大学院」など大学院教育機能の抜本的強化)
- 秋入学への対応等、教育システムのグローバル化 等

③ 地域再生の核となる大学づくり(COC (Center of Community)構想の推進)

- 地域と大学の連携強化
- 大学の生涯学習機能の強化
- 地域の雇用創造・課題解決への貢献 等

④ 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出

- 大学の研究力強化促進のための支援の加速化
- 研究拠点の形成・発展のための重点的支援
- 大学の研究システム・環境改革の促進、産学官連携の推進、国際的な頭脳循環の推進 等

II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

⑤ 国立大学改革

- 国立大学の個々のミッションの再定義と「国立大学改革プラン」の策定・実行
- 学長のリーダーシップの確立、より効果的な評価
- 多様な大学間連携の促進と、そのための制度的選択肢の整備
- 大学の枠・学部の枠を越えた再編成等(機能別・地域別の大学群の形成等)等

⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施

【私学助成の改善・充実～私立大学の質の促進・向上を目指して～】

- 大学の積極的経営を促進・支援
- 公財政支援の充実とメリハリある資源配分
- 多元的な資金調達促進の促進 等

⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備

- 大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)、評価制度の抜本改革、客観的評価指標の開発
- 質保証の支援のための新たな行政法人の創設 等

⑧ 大学の質保証の徹底推進

【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)】

- 設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置を通じた大学の質保証のためのトータルシステムの確立
- 経営上の課題を抱える学校法人について、詳細分析・実地調査・経営指導により、早期の経営判断を促進する仕組みの確立 等

◆安倍新内閣の発足（平成24年12月26日）

○下村博文 文部科学大臣兼教育再生担当大臣が就任

○「教育再生実行会議」の設置（平成25年1月15日）

・総理直属の「教育再生実行会議」を官邸に設置

○内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）

・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（抄）

「（略）・・・**「大学力」は国力そのものです。大学の強化なくして、我が国の発展はありません。世界トップレベルとなるよう、大学の在り方を見直します。（以下略）」**

◆第百八十三回国会における下村文部科学大臣の所信(抄)

平成25年3月13日

(世界トップレベルの大学力の実現)

「大学力」は国力そのものです。世界トップレベルの大学力の実現を目指して、教育内容や授業の改善といった大学の改革状況を踏まえた重点的資源配分や、**大学の質の保証のためのシステムの改善**等の大学改革を推進し、質・量ともに充実を図ってまいります。さらに、世界最先端の研究成果を産み出し、社会的な価値を創出する国際競争力の高い大学や、地域再生・活性化の核となる大学、産学官にわたり活躍するグローバルリーダーを養成するリーディング大学院を構築する大学に対して重点的に支援をしてまいります。

大学の教育研究活動を支える上で基盤的経費の確保は大変重要なことです。教員数の維持や施設・設備の管理・運用等で困難が生じないように、国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成を安定的に確保します。

少子化が進行する我が国においては、個々の能力を高め、グローバル化した社会で活躍する人材を育成することが喫緊の課題です。このため、秋季入学を促進するなど、大学の国際化を徹底して進めるとともに、「留学生三十万人計画」の実現を目指し、優秀な外国人留学生の確保等や日本人の若者の海外留学の促進に取り組みます。また、意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することがないように、奨学金事業をはじめ経済的支援の充実に努めてまいります。

(今後の教育の方向性と教育振興基本計画)

価値観が多様化する時代状況の中では、個々の子どもが持っている固有の能力を引き出していく教育が求められており、子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築を図ることが必要です。このため、六・三・三・四制の在り方について議論を深めるとともに、大学入学者選抜をはじめとする高等学校と大学の接続の在り方について検討を進めます。また、幼稚園から大学まで多様で特色ある教育を展開する私学の振興に努めてまいります。加えて、学校から社会・職業への円滑な移行を図るため、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育や高校・大学・専修学校等における実践的な職業教育の充実に取り組んでまいります。具体的には、産業界等との連携強化により、専修学校・大学等において、我が国の成長を支える中核的専門人材養成に戦略的に取り組んでまいります。特に、専修学校においては、職業実践的な教育の質を保証し、向上させていくための方策を具体化してまいります。

1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

- (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化
- (2) 審査の充実
 - ①全体構想審査の実施
 - ②自治体からのヒアリング等の実施
 - ③学生確保の見通し等の審査体制の充実
 - ④リスクシナリオの確認

2. 速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

- (1) 設置基準等の明確化
- (2) 学校法人のガバナンスの確保
- (3) 審査スケジュールの見直し
- (4) 申請書類の作成方法の明確化
- (5) 設置に必要な財産確保の徹底

3. 大学の質の向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善・充実を図っていくべき事項

- (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、大学の質保証のトータルシステムの確立
- (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計
- (3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタームにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実！
・平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に！

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等の社会人として必要な能力の育成のため、能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法を質的転換。学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

基盤

時代の変化に対応した大学改革

新しい時代を切り拓く人材を大学において鍛え上げて社会に送り出すため、大学改革を断行。
文部科学省では、教育再生実行会議第三次提言等に基づき、これらの課題に応える大学改革を集中的に実行中。

教育の質の向上

大学教育の質の抜本的向上

- ・ 英語による授業の拡大、アクティブ・ラーニングによるリベラルアーツ教育等の充実、学修成果の可視化等に取り組む大学への重点的支援の実行（平成26年度～）
- ・ 厳格な成績評価・卒業認定の厳格化の促進に当たって、定員超過の予算上のペナルティルールの改善（平成26年度～）。
- ・ **大学の教育の質を一層保証する総合的な仕組みの構築（平成25年度～）**

グローバル化に対応する人材育成の強化

- ・ 「スーパーグローバル大学創成支援」による重点支援（平成26年度～）、官民が協力した海外留学支援制度の創設（平成26年度～）、我が国の大学と外国大学が共同で学位を授与する「ジョイント・ディグリー」の早期の制度創設に向けた検討。

大学におけるガバナンス改革の促進

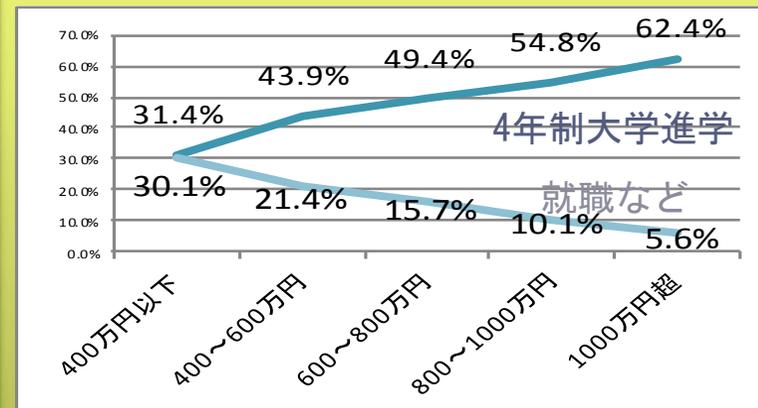
- ・ 学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、所要の改正法案を今国会に提出（教授会の役割明確化、学長補佐体制の強化等）。

教育費負担の軽減

奨学金の充実など教育費負担の軽減

- ・ 授業料減免や無利子奨学金の充実、拡充。
- ・ 柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入
- ・ 国公立大学で検討授業料については、教育の機会均等の確保の観点から、適正な水準の確保が必要。

高校卒業後の予定進路（両親年収別）



出典：東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター（2007）「高校生の進路追跡調査第1次報告書」

3. 質の保証に係る取組

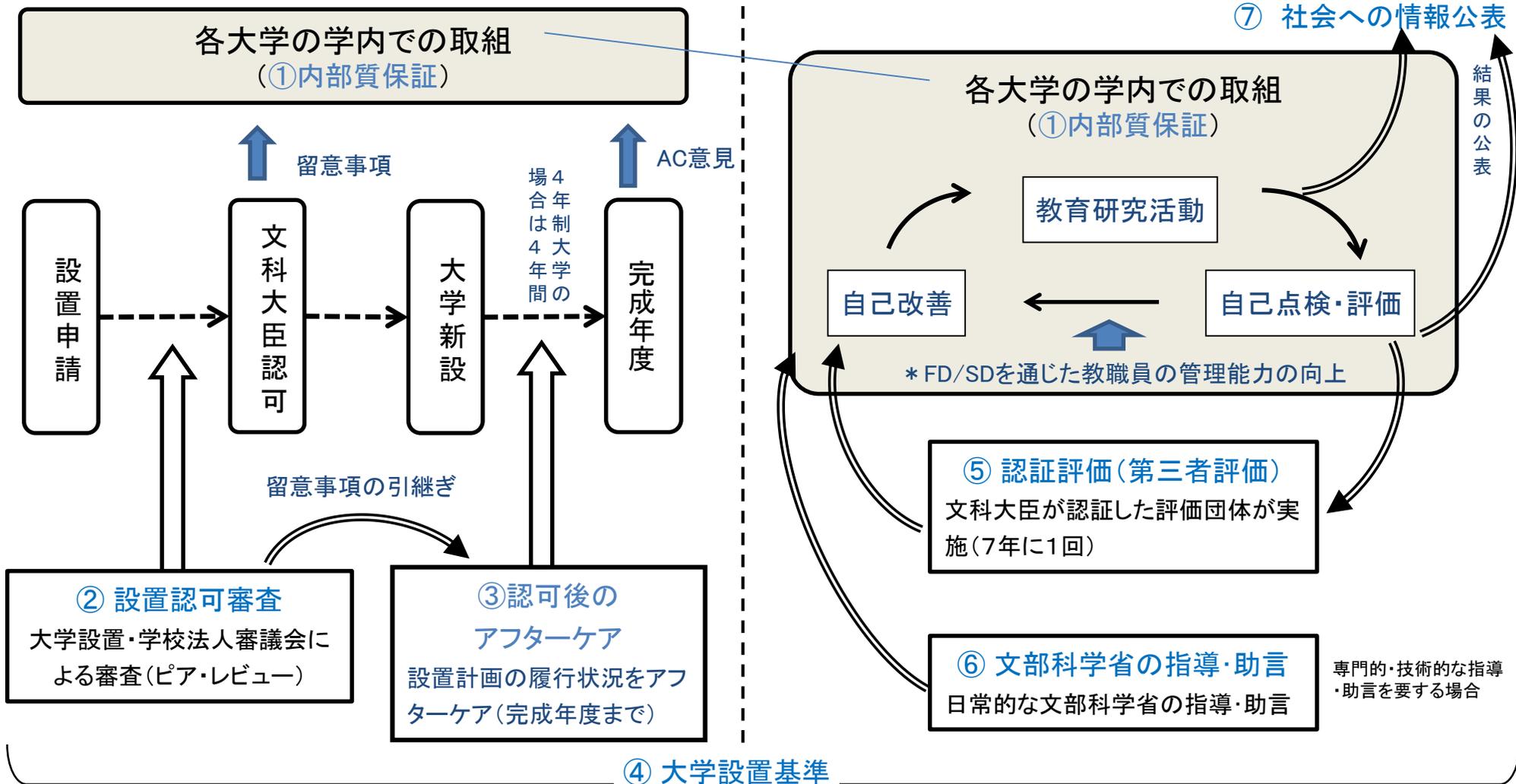
大学内部の質保証を中心とした、我が国の大学の質保証システム

【開設年度から完成年度までの質保証】

【恒常的な質保証】

【大学内部の質保証システムが機能していることが全体の質保証システムの大前提】

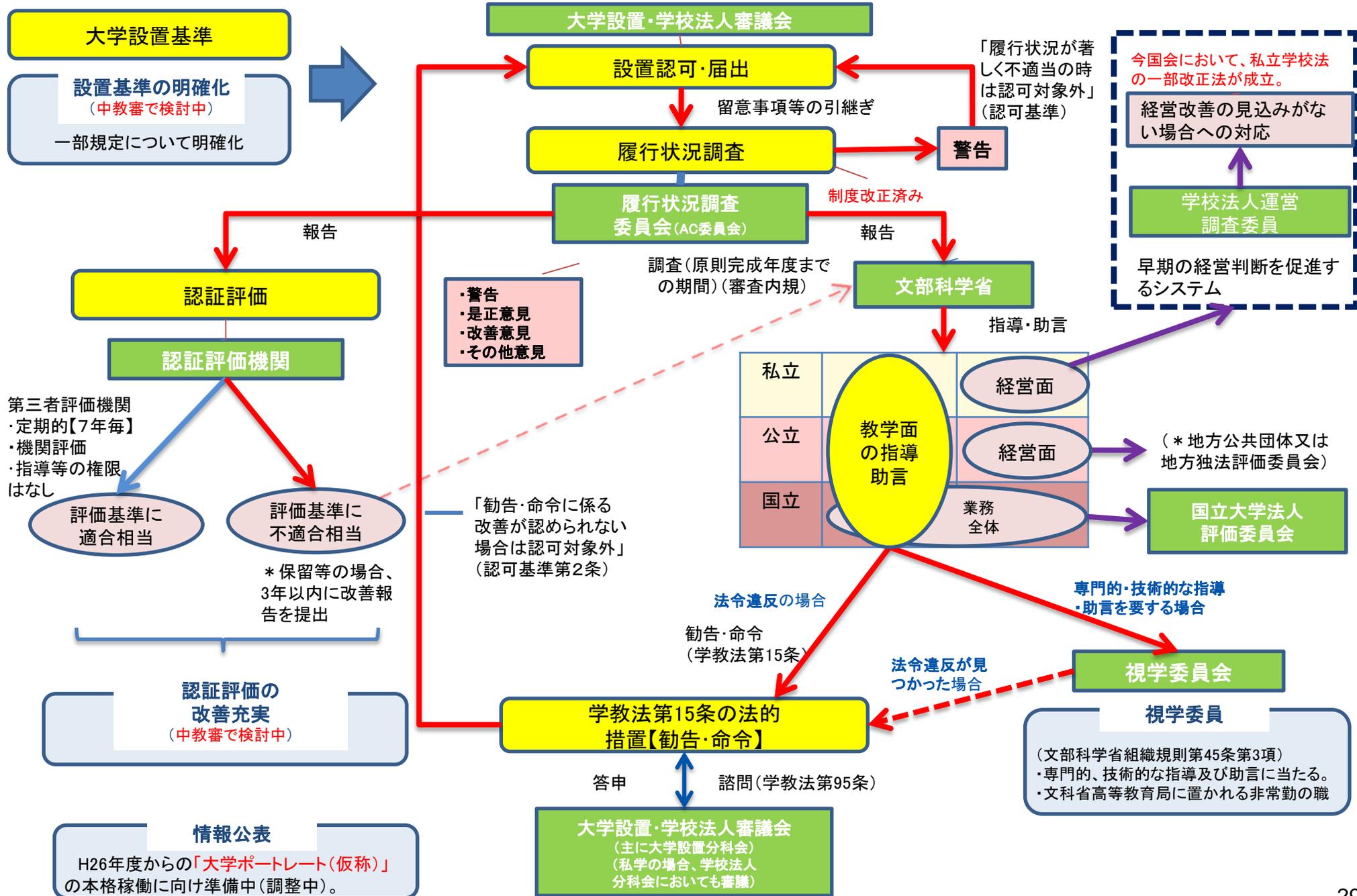
〔H23年から義務化〕



教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの設置に必要な最低基準 (* それとともに、教育研究水準をさらに向上させるための基準でもある)

* 公的質保証システムの諸制度には、全てをカバーするような万能な仕組みは無い。相互補完・連携が不可欠。

我が国の大学の質保証の接続状況のイメージ図（大学内部の質保証システム以外）



質保証システムの改善(「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会・報告」への対応)

○運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

- (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化
- (2) 審査の充実:
 - (大学新設に係るもの)
 - ① 全体構想審査の実施
 - (認可を要する全ての申請に係るもの)
 - ② 学生確保の見通し等の審査体制の充実
 - ③ リスク・シナリオの確認

制度改正済み。
H25年度審査(H26年度開設案件)から実施。
H25年4月から施行。

○速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

- (1) 設置基準等の明確化
- (2) 学校法人のガバナンスの確保
- (3) 審査スケジュールの見直し
- (4) 申請書類の作成方法の明確化
- (5) 設置に必要な財産確保の徹底

→ 中央教育審議会において検討中。
→ 制度改正済み(H26年3月から施行)。
→ 制度改正済み(H26年10月から施行)。
→ 制度改正済み(H26年3月から施行)。
→ 制度改正済み(H26年3月から施行)。

○大学の質の向上のため、設置認可の見直しとあわせて継続的に改善、充実を図っていくべき事項

- (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む質保証のトータルシステムの確立
- (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計
- (3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の促進

→ 中央教育審議会において検討中。
(設置計画履行状況調査は改正済み(H26年4月施行))
→ 制度改正済み(H26年4月から施行)。
(・今国会で私立学校法の一部改正法が成立。)
→ H26年度から「大学ポートレート(仮称)」の本格稼働に向けて準備中。

○その他の事項

- 届出制度の適切な運用の確保

→ 制度改正済み(H26年4月から施行)。

質保証システムの改善（届出制度の見直しについて）

1. 制度概要及び現行制度上の課題

(1) 制度趣旨：届出制度は、学部等の設置において、「学位の種類又は分野の変更を伴わないもの」については、既存の教員等の活用によって一定の質の担保が可能である場合、認可の例外として文部科学大臣に予め届出することによって設置が可能とするもの（学校教育法第4条第2項等）。その趣旨は、カリキュラムや教員等に求められる専門性や必要な教育研究環境等にある程度の同一性があるものであれば、質が確保されるであろうことを前提としている。

(2) 課題：制度見直し前は、一部の学位の分野が大括りであったため、同じ学位の分野に属するが、専門分野の互換性が高くないもの間の組織改編が、届出設置で可能となっていた。また、「学際領域」のスキームが、既存組織の教員数の半数以上が残っている場合に活用可能な仕組みとなっていたため、同スキームを複数回活用すれば、本来なら設置認可を要するような組織改編が、届出制度のみで実施可能となっていた。これらの課題について、法令上の趣旨に則り、専門性が異なるような組織改編は、設置認可を要する仕組みとなるよう、届出制度の明確化を行った。

（*なお、法令上の基準に合致していれば、認可を受けられるため、大学の組織改編を妨げる性格の制度改正ではない。）

2. 現行制度における抜け道

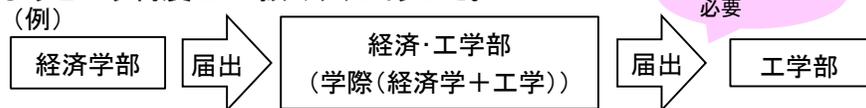
(1) 目的養成分野の取扱いにおける抜け道：

・「保健衛生学関係」は、「保健衛生学関係」（放射線技師、鍼灸、柔道整復師等）、「看護学関係」（看護師・助産師・保健師）、「リハビリテーション関係」（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）等、学問分野の括り方が大きいため、本来なら、専門分野が大きく異なるもの、教員組織の質に懸念があるものが届出制度で設置ができてしまうという制度上の抜け穴があった。



(2) 学際分野の取扱いにおける抜け道：

・学際分野の見なし規定で、2段階の届出設置で、本来なら認可が必要となるような、全く異なる分野のものにすることができてしまうという制度上の抜け穴があった。



3. 見直しの内容

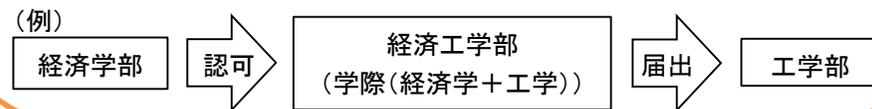
(1) 目的養成分野の取扱いの見直し：

保健衛生学分野を、「看護学関係」（看護師等）、「リハビリテーション関係」（理学療法士等）、及び「その他保健衛生学関係」（柔道整復師等）に3分割した。



(2) 学際分野の取扱いの見直し：

- ① 基本的に主たる分野で判定することとした。
- ② 複合分野が明確であるものは、学際分野ではなく、各分野の複合体として取り扱い、大学全体として学位の分野が増える場合は届出を認めないこととした。
- ③ 分割できない学際分野（教養学部等）で、専任教員数が2分の1以上である等、既存の組織を基にした計画である場合は、届出を認めることとした。



4. その他届出制度の見直し事項

- 手続規則第13条の規定に則り、H26年度から、届出事項にも「留意事項」が付されることとなっている。

質保証システムの改善（設置計画履行状況等調査の見直しについて）

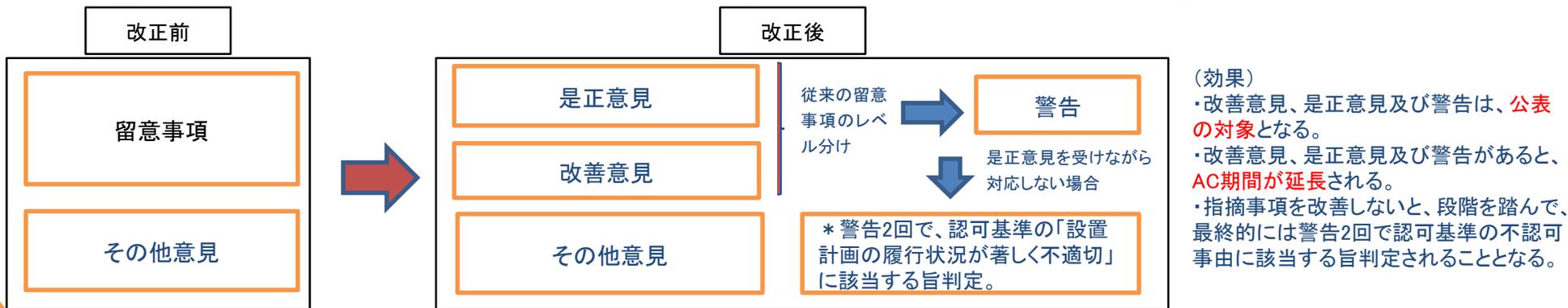
1. 現行制度上の課題

大多数の認可又は届出の大学等は、認可等の後、着実に設置計画を履行しているものの、一部の大学等においては、申請時に自ら「設置計画を着実に履行する」旨の約束をしているにもかかわらず、完成年度をむかえる前に、個別事情としては看過することができない程度において、多くの教員の離職、多数の未開講科目の存在、設置計画の大幅変更、教員数の基準割れ等、問題がある事例が生じていた。

このため、申請者側が設置計画を着実に履行するよう促すことを目的として、設置計画履行状況調査（以下「AC調査」という）の見直しを行ったもの。その際、あわせてAC調査の課題であった、①AC調査と他の質保証に係る諸制度が連携促進、②同調査に係る意見の位置付け、運営や役割等の明確化、③学校教育法第15条の勧告・命令を行う際の設置審での審議における所掌の明確化、④改善しない事例への対応等を行った。なお、今回の制度改正は、設置計画を着実に履行している大学にとっては、問題が生じるような内容とはなっていない。

2. 見直しの内容

- AC調査の位置付け・運営等が不明確 → AC調査に係る審査運営内規を新規制定し、位置付け等を明確化。
- 学校教育法第15条の勧告・命令の諮問の取扱い → 大学設置分科会（→AC委員会）が担当する旨を明記。
- ACの指摘事項が改善しない場合への対応 → 不適切事例の程度や改善の度合いに応じて段階的にACの意見の付し方を設定。最終的に改善しない場合、認可基準の「設置計画の履行状況が著しく不適切」に該当することとした。



3. 今後の予定

○上記のACの見直しは、平成26年4月1日から施行。（* H26年度のAC調査から実施。）

1. 改正趣旨と改正内容

- 「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」より、学校法人の適正な管理運営の確保等に関して審査基準に明確化することなどについて提言（平成25年2月）を受けた。
- 大学の設置に伴う「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可時に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）」について、学校法人の適正な管理運営を確保する観点から、適切な内部統制やコンプライアンスの一層の向上を図るための改正を行った。

2. 改正内容

- 管理運営に係る要件を充実
 - ・理事長の資質や理事体制の整備
 - ・監事の支援体制の整備
 - ・財務情報の一般公開に関する要件の整備
 - ・過去に不適切な申請を行った者が再度申請を行う場合の要件の整備
- 設置に必要な財源確保の要件を明確化
 - ・設置経費に充当する寄附金の要件の見直し
- その他
 - ・管理運営状況に関する要件の見直し
 - ・毎年実施している設置に係る標準経費の改定を実施

3. スケジュール

平成26年 3月1日から施行（平成27年度開設案件から適用）

質保証システムの改善（私立学校法の一部を改正する法律について）

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

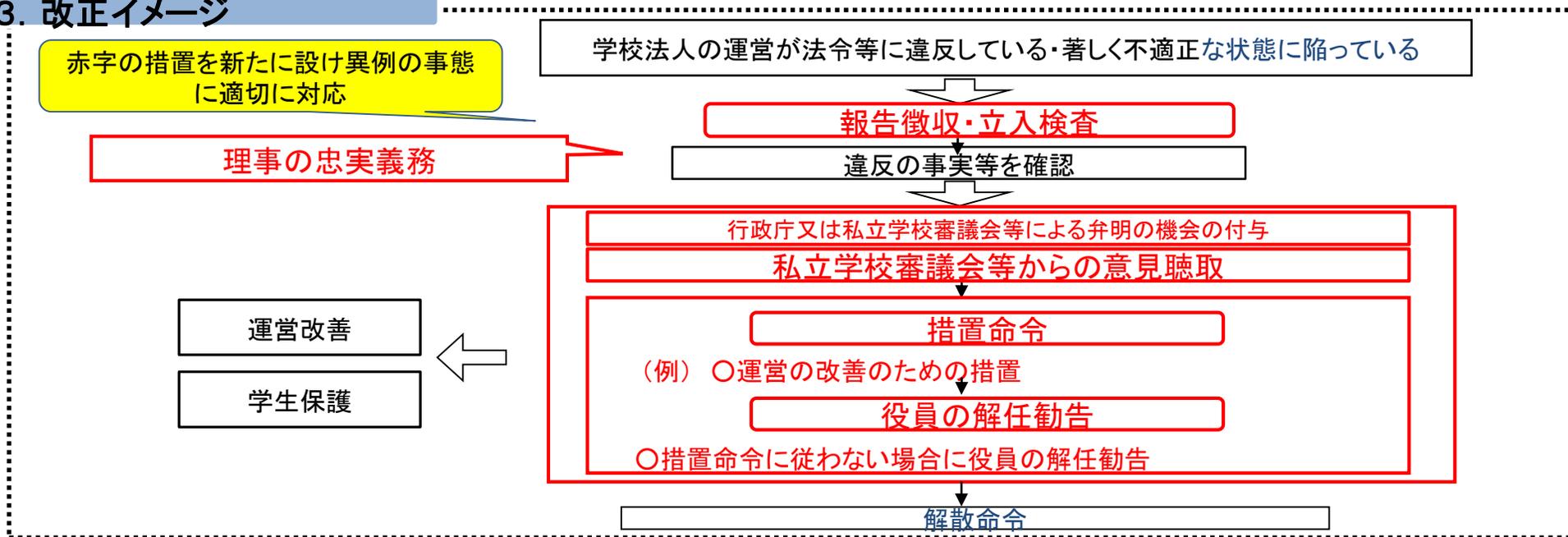
(2) 報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 改正イメージ



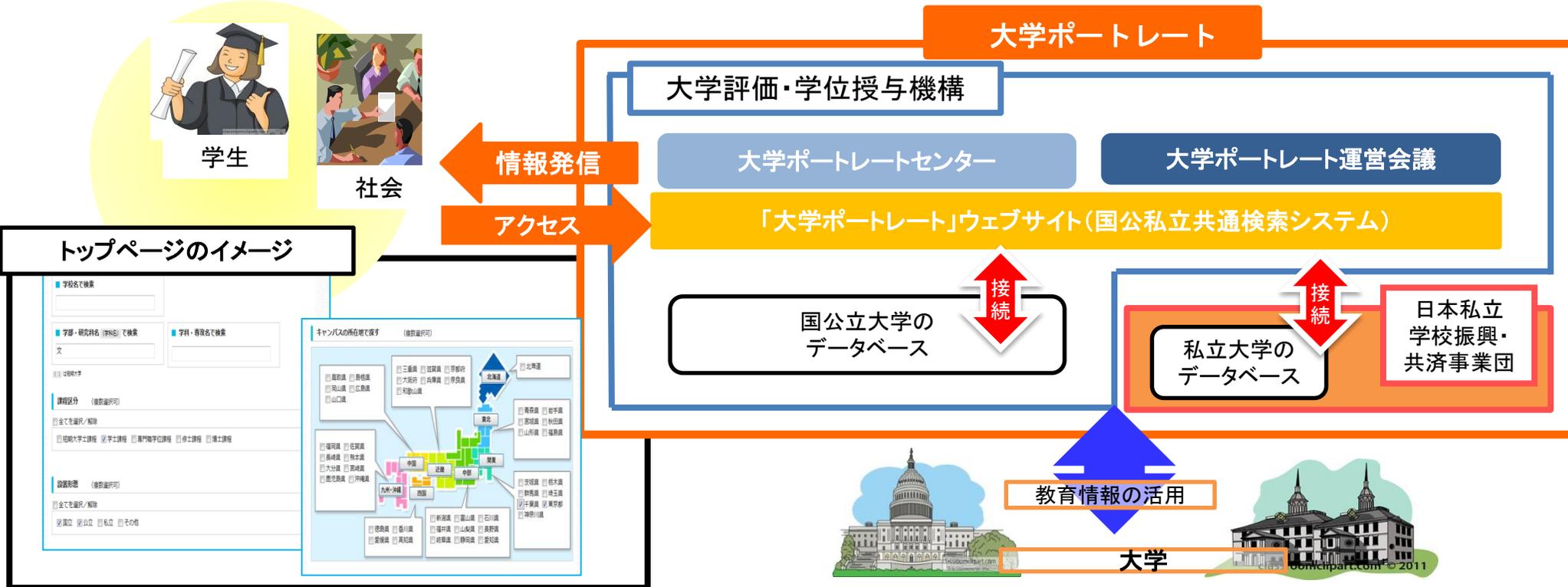
4. 施行期日

平成26年4月2日

大学ポートレートについて

概要・趣旨

- 各大学のHPによる情報発信とは別に、**高等教育全体の質の保証等の高等教育政策の観点**から、大学全体の情報を共通の枠組みで発信・活用。
 - 大学の教育環境、教育内容や学修成果等に関する幅広い情報を共通プラットフォームで発信することにより、**大学のアカウントビリティを強化し、高等教育全体の質を保証・向上**。
 - 大学の多様な教育活動等に関する情報を**一元的な窓口(ワンストップサービス)**で発信し、高校生等の**適切な進路選択を支援**。進学 mismatches を防ぎ、大学での**主体的学修を促進**。
 - 公的機関が**信頼性の高い情報を海外へ発信**することにより、**我が国の高等教育機関に対する国際的信頼性を向上**。大学間の国際教育連携を加速し、**大学のグローバル化を推進**。(ユネスコ地域条約「ナショナル・インフォメーションセンター」機能の充実。)
 - 教育環境や学修成果等についての他大学群とのベンチマーキング等を通じて、**エビデンスに基づく学内の内部質保証(PDCAサイクル)を強化し、高等教育の質的転換を加速**。
 - エビデンス情報を活用した学修成果の評価等を促進し、**外部評価(認証評価・国立大学法人評価)による大学の質保証システムを強化**。



(参考)情報公開に関する提言等

高大接続の改善や大学の質保証など様々な観点から、大学の積極的な情報公表への要請が強まっている。

教育振興基本計画（平成25年6月14日 閣議決定）

基本施策9 大学等の質の保証

○9-2 大学情報の積極的発信

・ 認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて運営する「大学ポートレート(仮称)」(※)の積極的な活用を促進する。その際、それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組み、成果を上げているかについての数値以外を含む情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において従来の偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有が図られるように努める。※ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みのこと。

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第4次提言）（平成25年10月31日 教育再生実行会議）

2. 大学の多様な機能を踏まえ、大学教育の質的転換、厳格な卒業認定及び教育内容・方法の可視化を徹底し、人材育成機能を強化する。

（略）また、教育内容や教育方法等を徹底的に可視化し、進学を希望する若者が大学での学修を理解して主体的に学び進路を考えることができるようにする必要があります。

○ 大学は、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育の質的転換を図るとともに、大学教育へ円滑に移行するための初年次教育⁴など、入学者の状況に応じた教育を充実する。また、個々の教育課程やその体系を徹底して公開し、教育内容や教育方法、成績評価基準等を可視化する。学生による授業評価の結果を活用するなど、常に効果的な教育が行われているかを確認する機会を設ける。国は、情報発信に関する共通の枠組み⁵を整備し、大学はそれを積極的に利用して情報発信に努める。

⁵ 現在、国や関係団体において、大学の教育情報の公表のための共通的な仕組み（「大学ポートレート(仮称)」）の構築に向けた検討が行われている。

大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会）

(5) 積極的な情報公開の推進

○ 大学は、既に法令等で各種の情報公開が求められているが、大学の教育情報の公表のための共通的な仕組みとして導入が検討されている「大学ポートレート(仮称)」やホームページ、パンフレットの工夫等により、積極的な情報公開をしていくことが重要である。

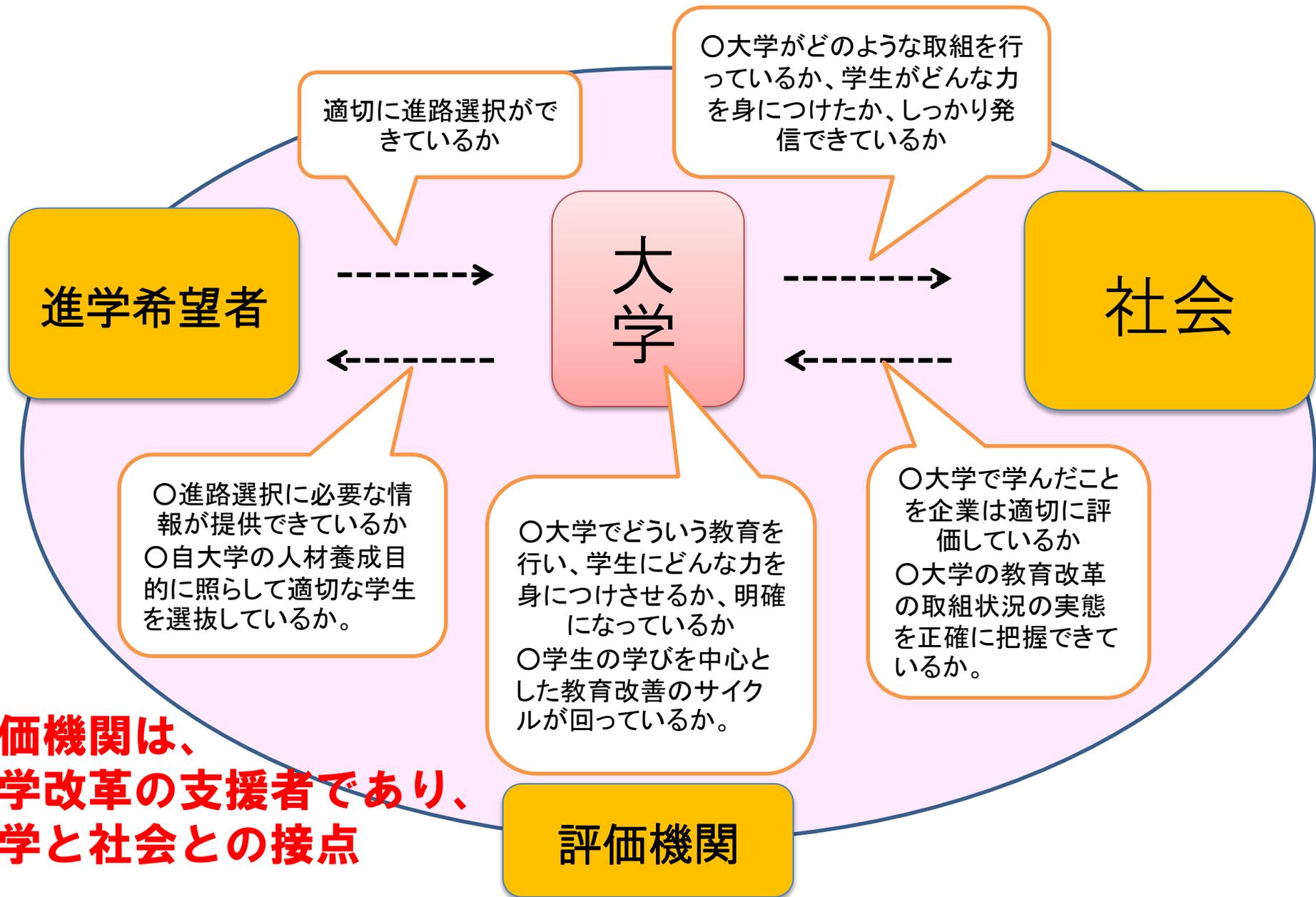
高大接続部会審議経過報告（平成26年3月25日 中央教育審議会高大接続特別部会）

7 高等学校教育と大学教育の連携強化

（大学の積極的な情報提供）

○ 高校生の進路選択を支援し、大学への円滑な移行を図るためには、大学が求める学生像や教育内容等の情報を積極的に提供、発信していくことが重要である。各大学においては、ホームページやパンフレット、学校説明会、学校公開等を充実するとともに、大学の教育情報の公表のための共通の仕組みとして平成26年度中に稼働予定の「大学ポートレート」等も活用し、進学希望者に対する積極的な情報提供に努めることが期待されている。

大学を取り巻くアクターの課題と取組



**評価機関は、
大学改革の支援者であり、
大学と社会との接点**

4. 今後の課題

拡大するStudent Mobility

1975 80万人
1980 108万人
1985 114万人
1990 130万人

1995 170万人

2000 207万人

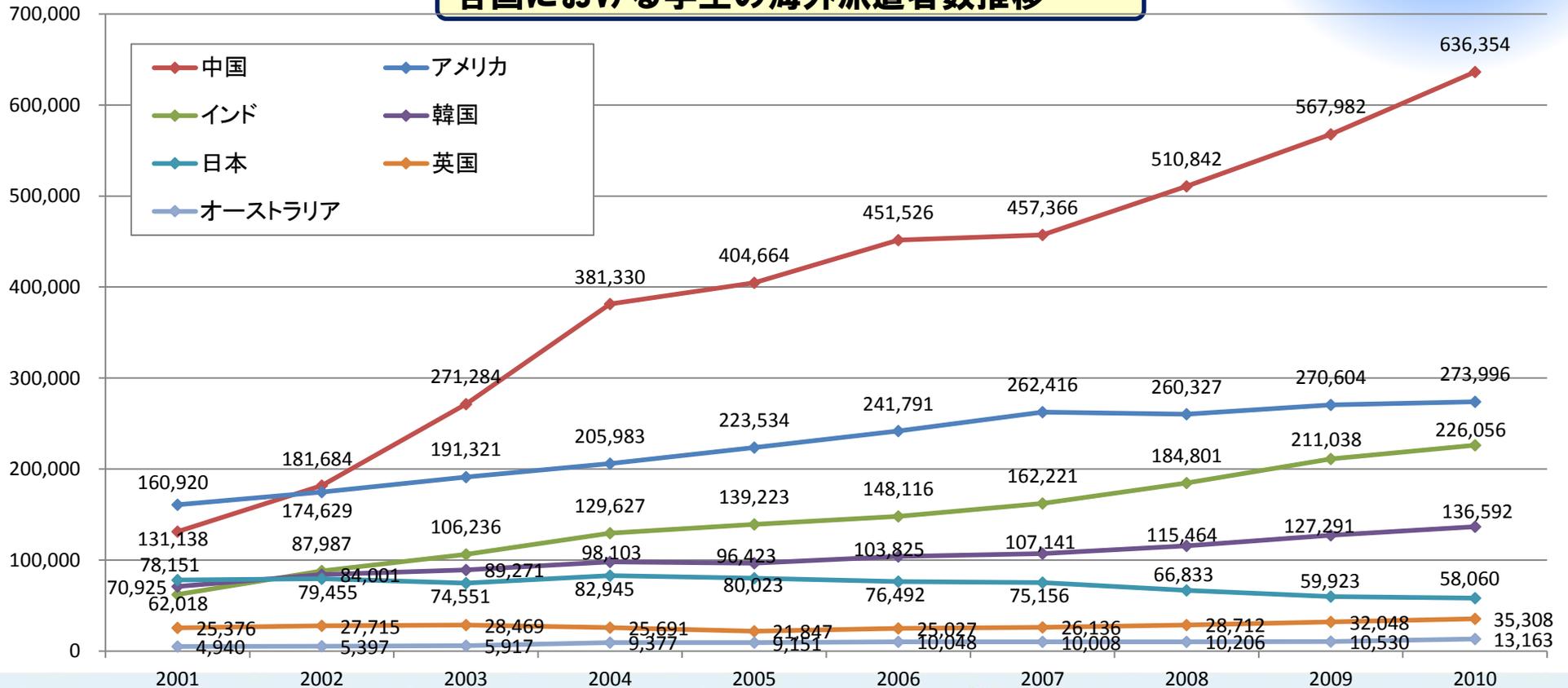
2005 298万人

2010 412万人

2025
770万人?

1975-2009: OECD, "Education at a Glance 2011" Box C3.1
2025: IDP Education Australia Limited, 2003 "Global Student Mobility 2025"

各国における学生の海外派遣者数推移



1. 留学生の受入促進

(1983-) 「留学生10万人計画」

(2008) 「留学生30万人計画」

1) (2009~) 「大学の国際化のためのネットワーク形成推進」事業(“Global30”)

2. 政府主導のリージョナルな学生の流動性の促進

2) (2011~) 「大学の世界展開力強化事業(キャンパス・アジア等)」

3. グローバル人材育成の必要性の高まり

(2011) 「グローバル人材育成推進会議」

3) (2012~) 「グローバル人材育成推進事業」(“Go Global Japan”(GGJ))

4. 更なる徹底した大学の国際化、留学生交流の推進を目指して

(2013) 「教育再生実行会議(第3次提言)」、「日本再興戦略」

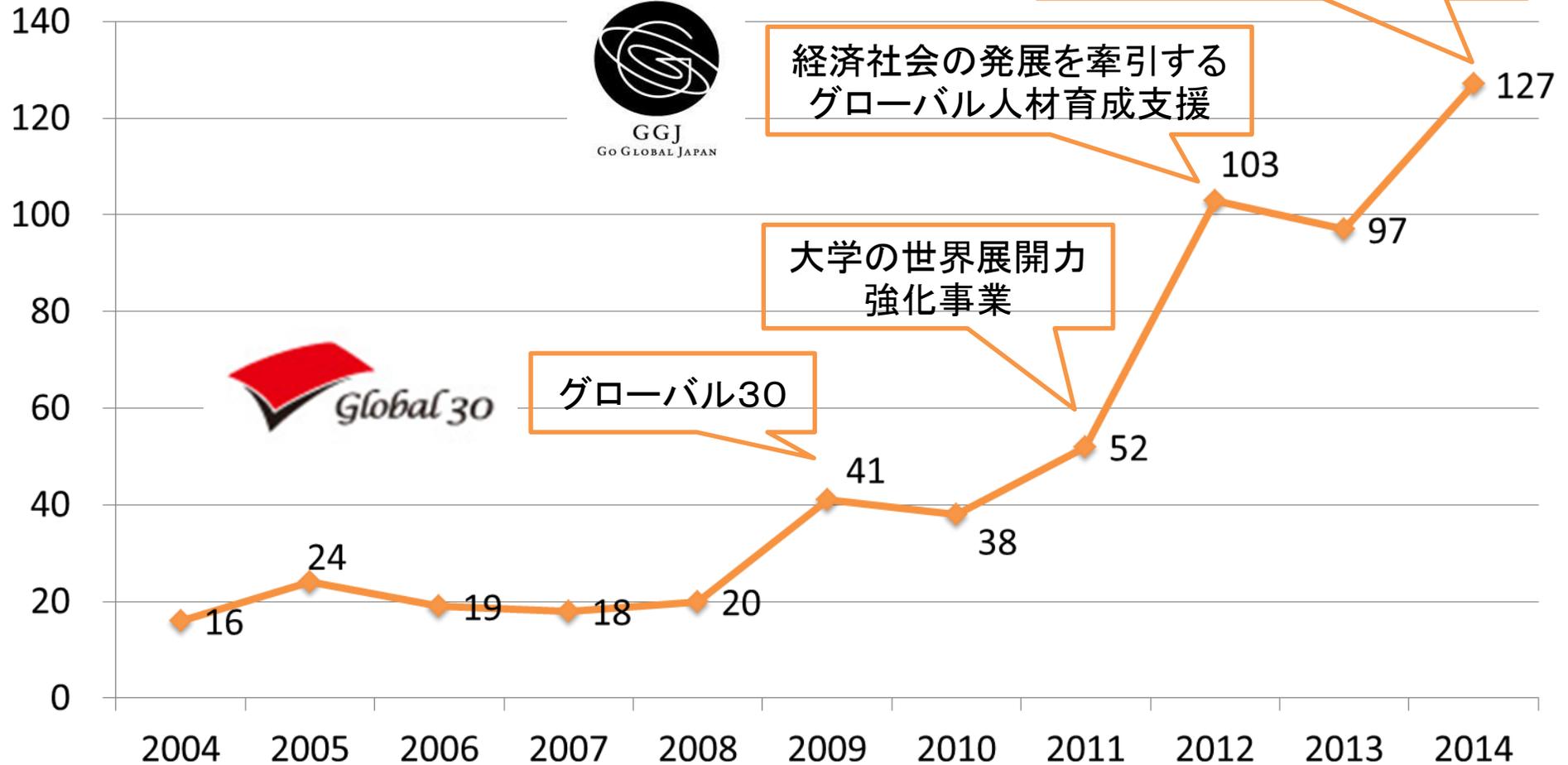
(2013) 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」

4) (2014~) 「スーパーグローバル大学創成支援」

(2014~) 「海外留学支援制度(グローバル人材育成コミュニティ)の創設」

大学の国際化に対する支援の拡大

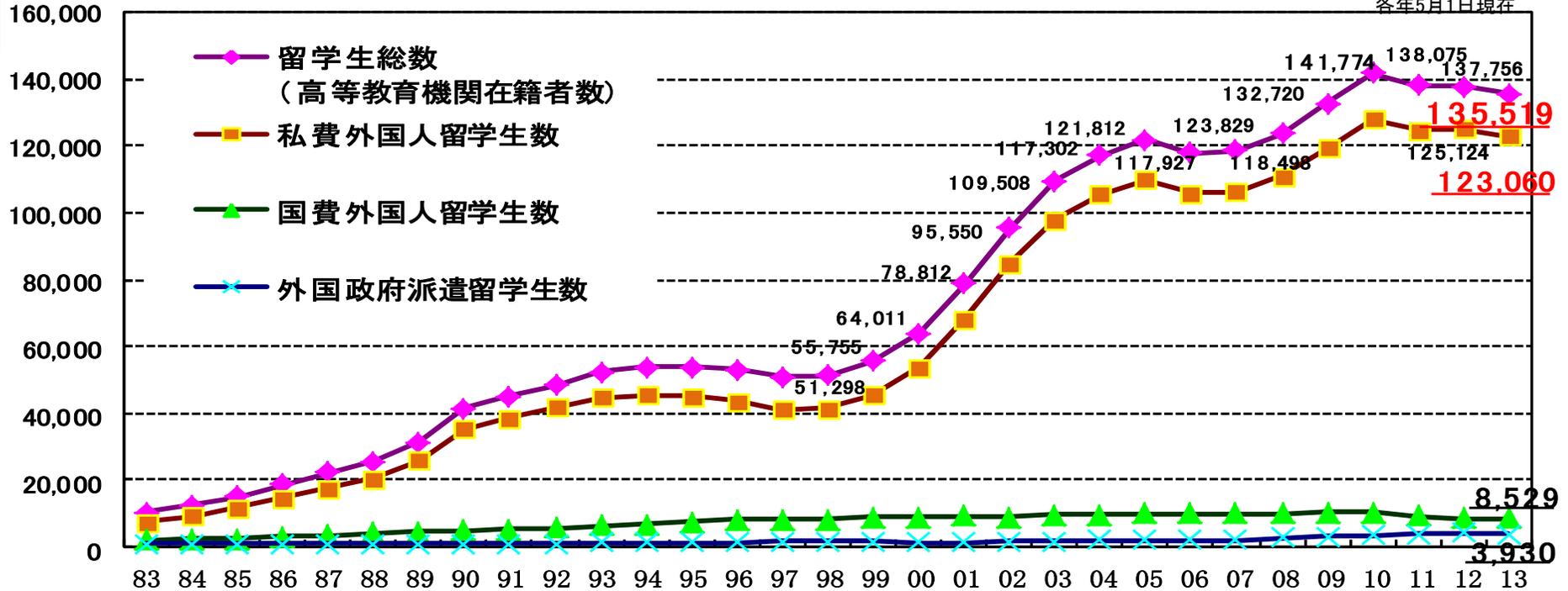
(億円)



我が国の外国人留学生の受入れの現状

(日本学生支援機構調べ)
各年5月1日現在

推移



出身国・地域別

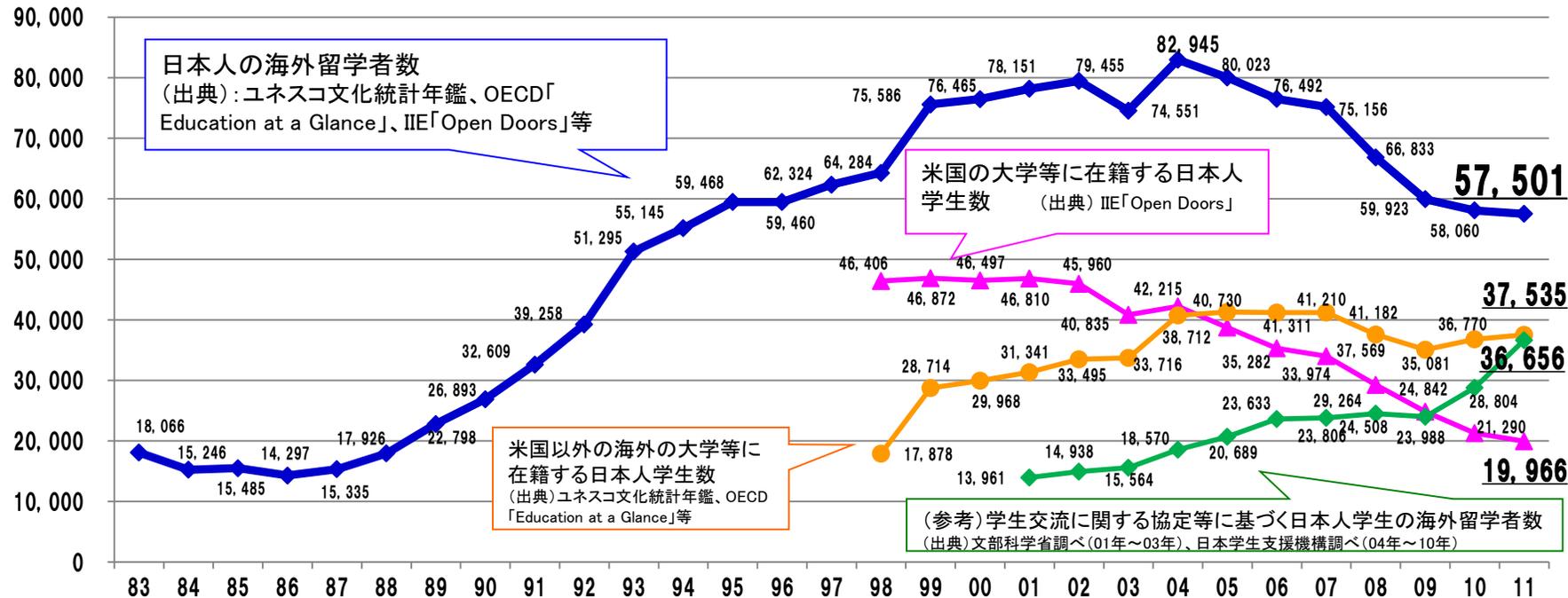
国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比
中国	81,884 (86,324)	△4,440	マレーシア	2,293 (2,319)	△26
韓国	15,304 (16,651)	△1,347	タイ	2,383 (2,167)	216
ベトナム	6,290 (4,373)	1,917	米国	2,083 (2,133)	△50
台湾	4,719 (4,617)	102	ミャンマー	1,193 (1,151)	42
ネパール	3,188 (2,451)	737	その他	13,772 (13,294)	478
インドネシア	2,410 (2,276)	134	合計	135,519 (137,756)	△2,237

2013年5月1日現在

※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めた留学生総数を計上。なお、日本語教育機関に在籍する外国人留学生数(平成25年5月1日現在)は、32,626人。

日本人の海外留学の現状

推移



2011年現在

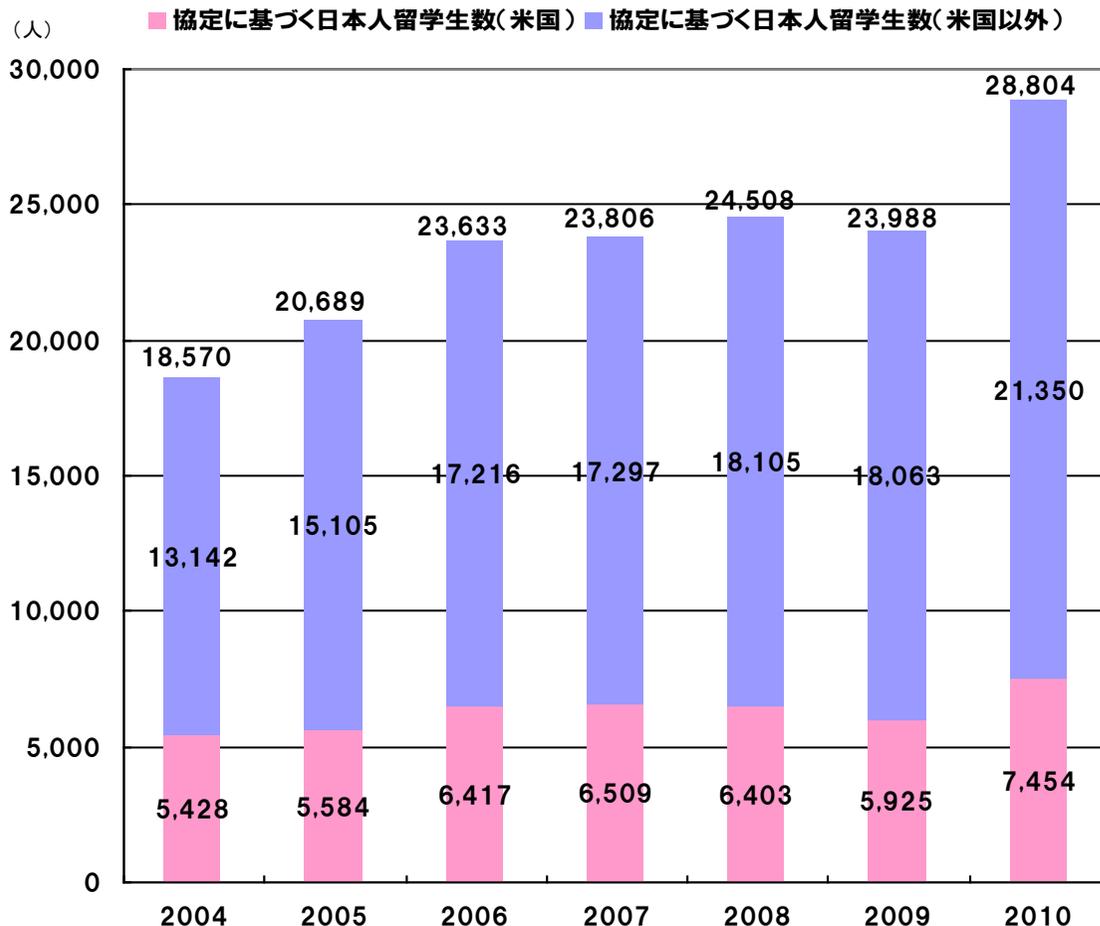
留学先・地域

国・地域名	留學生数 (前年数)	対前年比	国・地域名	留學生数 (前年数)	対前年比
米 国	19,966 (21,290)	△1,324	カナダ	1,851 (2,097)	△246
中 国	17,961 (16,808)	1,153	フランス	1,685 (1,743)	△58
英 国	3,705 (3,851)	△146	韓 国	1,190 (1,147)	43
台 湾	2,861 (2,302)	559	ニュージーランド	1,061 (988)	73
オーストラリア	2,117 (2,413)	△296	その他	3,237 (3,286)	△49
ドイツ	1,867 (2,135)	△268	合 計	57,501 (58,060)	△559

大学間交流協定の締結状況

日本人の海外留学が減少する中、海外の大学との大学間協定の数は増加しており、協定に基づく日本人学生の留学は増加している。

大学間協定に基づく日本人留学生の留学状況



出典: 日本学生支援機構「協定等に基づく日本人留学状況調査」

協定数の推移

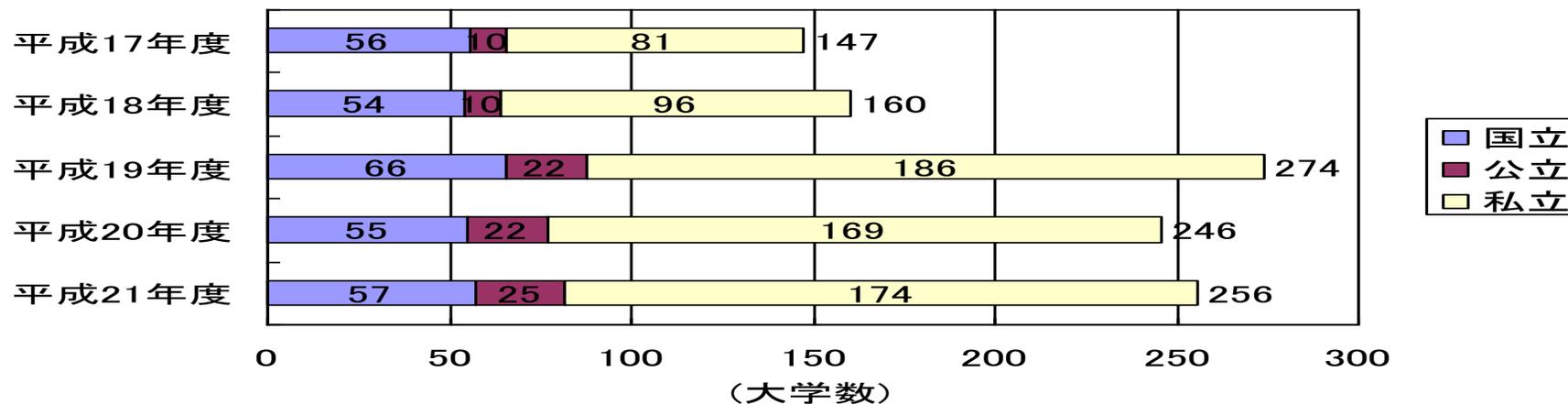
	国立	公立	私立	総数
2007年度	5,407	519	6,914	12,840
2008年度	6,335	600	7,932	14,867
2009年度	7,463	729	8,979	17,171

締結相手国の上位5カ国 (2009年度)

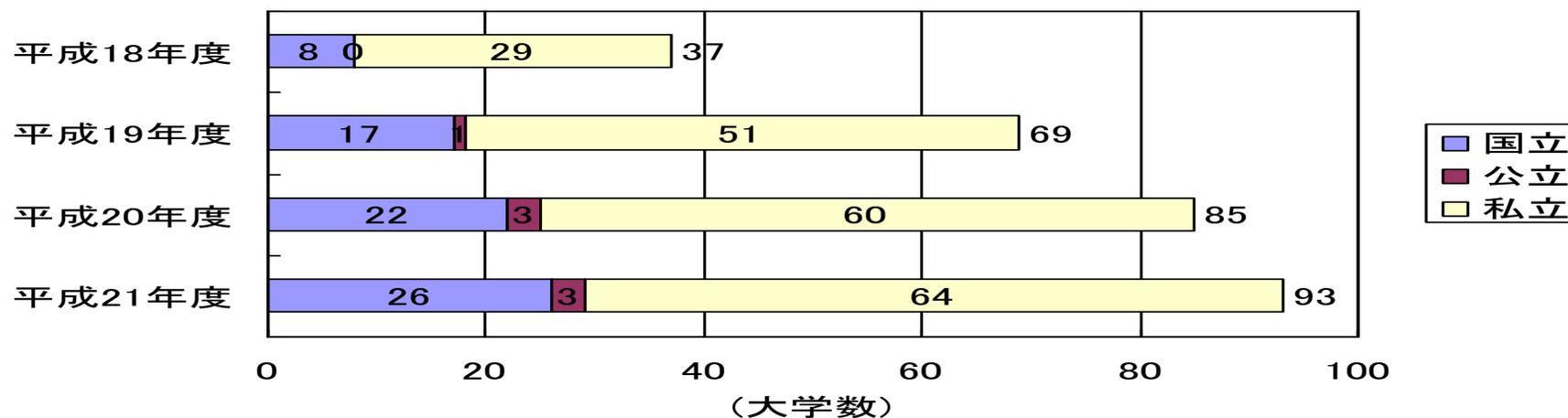
順位	国名	件数	割合 (%)
1位	中国	3,373	19.6
2位	米国	2,534	14.8
3位	韓国	1,905	11.1
4位	英国	835	4.9
5位	フランス	754	4.4

我が国の大学の国際化の状況(単位互換、ダブルディグリー)

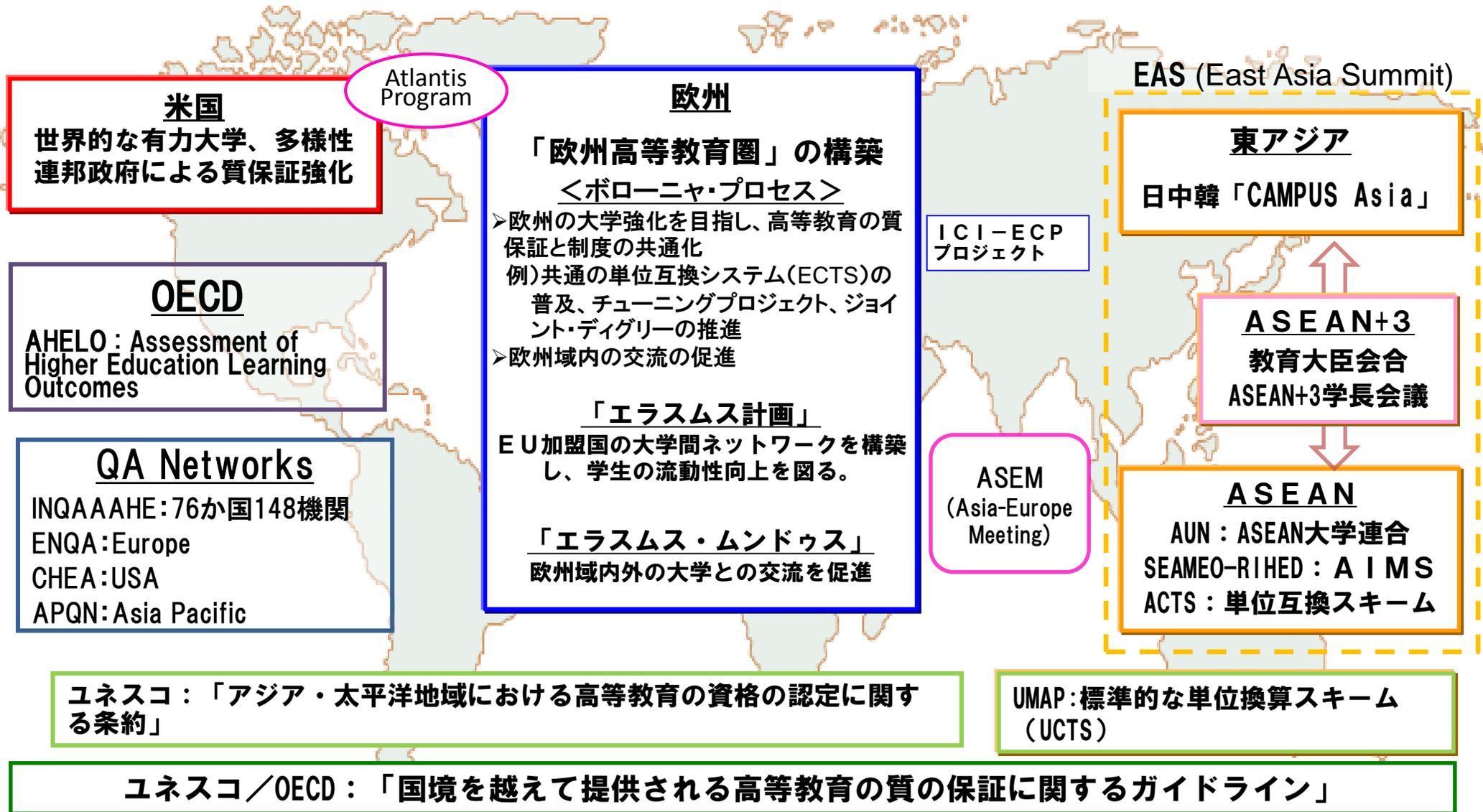
○国外大学等と交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学



○国外大学等と交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学



世界的な高等教育圏の動向



高等教育の国際的な質保証・交流を巡る世界の動向

米国・国際機関における動き

国際的な大学間の競争と協働が発展
(分校、提携、eラーニングなど)

米国の動き

高等教育サービスの自由化要求
米国が2000年にWTOに提案

ユネスコ・OECDの動き

ディグリー・ミル等からの学習者等の保護の観点
米国等を発端に、世界各国においても「ディグリー・ミル(真正な学位と紛らわしい称号を供与する者)」による学習者被害の問題が顕在化

高等教育の質保証・交流を国際的な観点から検討することが世界的な重要課題に

ユネスコ決議(2003.11)
各国に高等教育の質保証体制の充実を要請

①ユネスコ/OECD: 国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン

質の高い教育を提供する枠組みの構築、学生等の保護のために「政府」、「高等教育機関」等が取り組むべき事項を指針として提唱。2004年4月以降3回の策定会合を経て、ガイドラインを採択。

[ユネスコ(2005年10月)、OECD(2005年12月)]

②ユネスコ高等教育機関に関する情報ポータル

高等教育機関に関するポータルサイト作成のため、18カ国程度が参加するパイロット・プロジェクトを実施。日本も参加。

ヨーロッパにおける取組

「欧州高等教育圏」の構築

英独仏の高等教育の特徴 * 実質的に、ほぼすべてが国立(州立)

* 新規の大学設置は、ほとんどなし

欧州域内
大学間交流の促進

欧州結合の強化を目指し、加盟国間の学生移動、大学間交流を促進する「エラスムス計画」を開始(1987年~)

欧州域外の大学との
交流の促進

欧州の大学強化を図るため、域外の大学との交流を促進する、「エラスムス・ムンドゥス」を開始(2004年~)

ボローニャ宣言(1999年)

欧州29カ国の教育大臣が署名
(現在47ヶ国が参加)

- ・ 3段階構成の学修課程の導入: 学士(3年)、修士(2年)、博士(3年)
- ・ ECTS(ヨーロッパ単位互換システム)の普及
- ・ 学位の学修内容を示す共通様式(「ディグリー・マッピング」)の2005年以降の本格的導入
- ・ 質の保証の共通システムの構築;
 - * 各国の質保証システムの中で、①機関の内部評価および外部評価の実施、②アカレディテーションを含む質の保証システムを構築
 - * 欧州質保証ネットワーク(ENQA)において、欧州における質の保証におけるスタンダード、手続き、指針の開発、適切なピア・レビューの方策検討

高等教育の質保証と制度の共通化、交流の促進を目指す⁴⁸

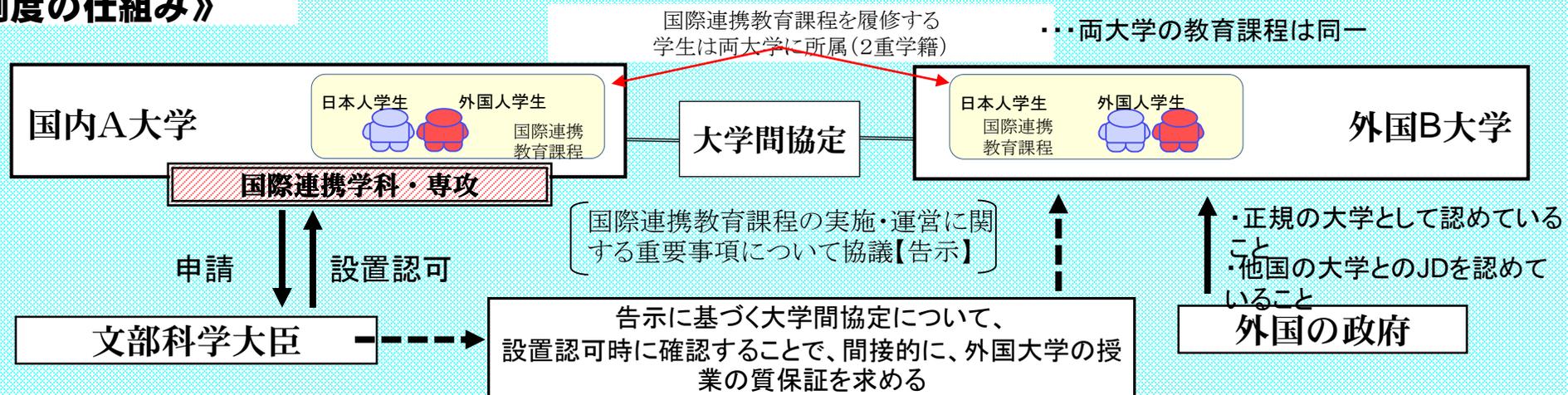
国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）について

《制度（案）の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。（*我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



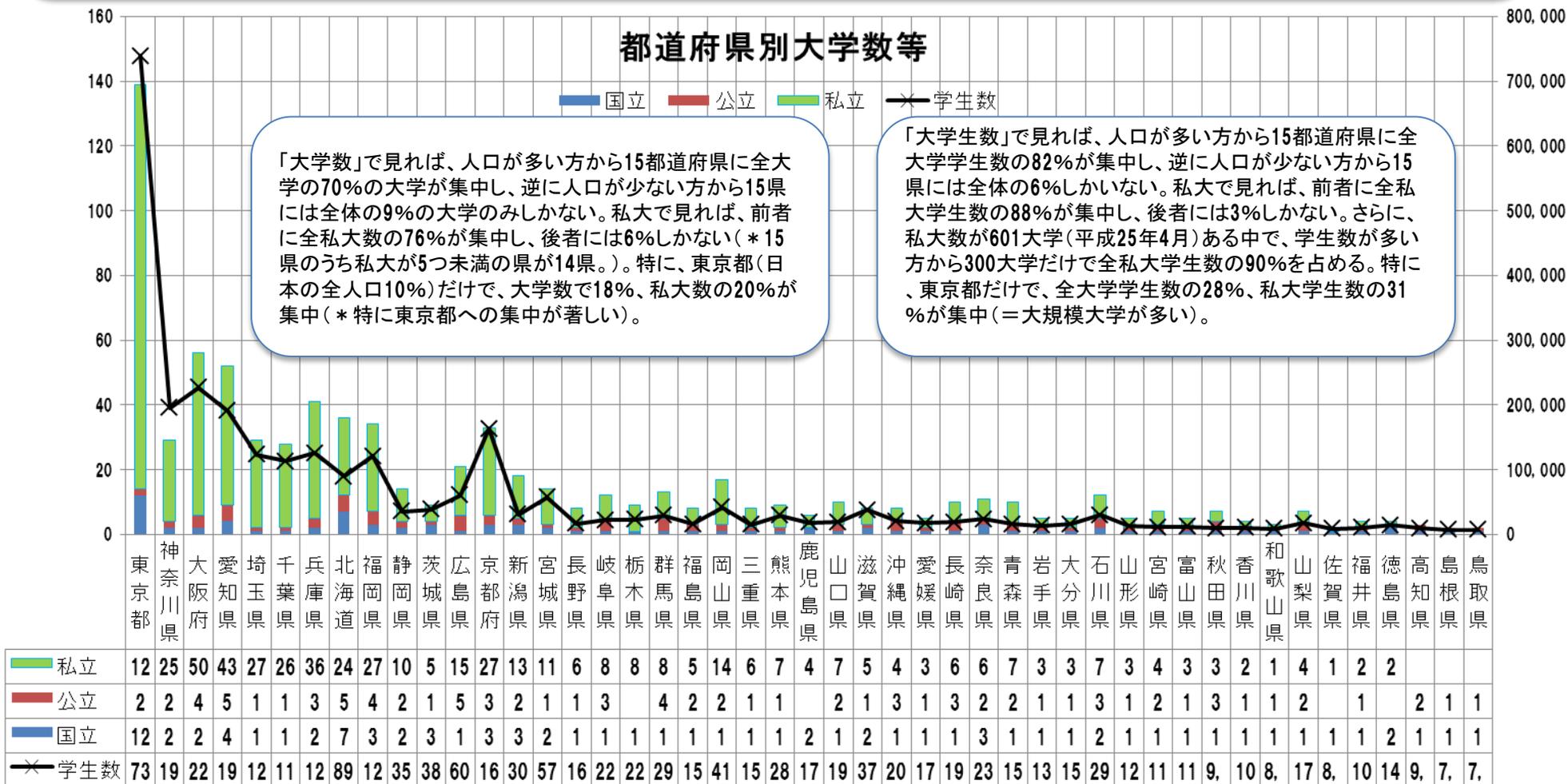
- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

大学の都市部への偏在

◎「大都市圏への大学の集中と地方の若者の都市への流出の課題」：（＝地方の活性化をどう支援し、国土の均衡ある発展を維持するか。地方の高等教育へのアクセスをどう確保するか。）

→ 少子化傾向だからこそ、国際社会の中での国力の維持、大学の偏在化縮小、若者の都市流出の防止、及び地方の活性化等の諸問題を、高等教育というリソースを使ってどう解決すべきなのか、そのための高等教育の量と質の在り方はどうあるべきか、という視点こそ重要ではないか。

都道府県別大学数等



我が国の高等教育の質と量に関するキー・クエッション（私見）

1. 「高等教育機関全体の質と量の在り方は、どうあるべきか？その国際的通用性は？」

- ・高等教育機関において育成が期待されている国民のスキルとは、どのようなものか？
- ・そのようなスキルを育成するために、高等教育の量の充実の中で質をどう確保していくのか？
- ・グローバル化の中で、どのように高等教育機関の質を国際水準に合致したものにしていけるか？

2. 「大学の質の保証をより促進していくために何が必要か？」

- ・大学改革は誰のためか？大学の質の保証は誰のためか？
- ・大学の多様化する中で大学の質の保証をどのように維持すべきか？（大学関係者の意識改革は？）
- ・『大学内部の質保証のトータル・システム』をどのようにして実質化させるべきか？

3. 「必要な客観的データを取って、成果と課題を分析・検証しているか？」

- ・「何がこれまでの成果で、何が課題のままなのか？」という検証ができていますか？
- ・本質的な課題をしっかりと把握し、その解決策につなげられているか？
- ・本当に、我々は、足踏みではなく、前に進んでいるのか？

4. 「少数の都市部の大規模大学がブランド力とスケールメリットを活かして寡占化する一方で、大多数の地方の中小規模大学がひしめいているという構造的課題をどうするか？」

- ・若者が地方から都市へ流出している状況で地方の活性化をどう図れば良いか？（高等教育の役割）
- ・経済状況と生まれ育った場所によって、高等教育へのアクセス機会に格差が生じていないか？
- ・近年、資格取得関係の短大や専門学校が四大化しているが、それによって身近な高等教育機関が地域からなくなっていくことをどのように考えるか？（学生への経済的負担の増加により高等教育へのアクセスが困難に。）
- ・教育の質の向上とブランド力には相関関係があるのか？（教育の質の向上は学生集める効果的手法になり得るのか？）

5. 「大学のミクロの視点と、国全体のマクロの視点をどう考えるのか？そのバランスは？」

- ・各大学は、自大学の専門分野や所在する地域の視点から将来ビジョンを考えるが、日本全体の地域バランス、ある地域全体における高等教育人材の在り方、ある分野の人材育成の中長期将来ビジョンは、誰が考えるのか？

5. ICTの活用に対する期待

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(2)主として高等教育段階の学生を対象にした取組

成果目標2（課題探求能力の修得）

基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

【基本的考え方】

○ 学士課程教育においては、学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への質的転換のための取組を促進する。

【主な取組】

8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

その際、ティーチング・アシスタント等の教育サポートスタッフの充実、学生の主体的な学修のベースとなる図書館の機能強化、ICTを活用した双方向型の授業・自修支援や教学システムの整備など、学修環境整備への支援や、基本施策17の学生に対する経済的支援も連動させながら促進する。ICTの活用に関しては、例えば、近年急速に広まりつつある大規模公開オンライン講座（MOOC（※1）による講義）の配信やオープンコースウェア（OCW）（※2）による教育内容の発信など、大学の知を世界に開放するとともに大学教育の質の向上にもつながる取組への各大学の積極的な参加を促す。

※1 実際の講義と同様に、インターネット上で大勢に講義を提供し、かつ無償公開する講義形態のことで、修了者には履修証明を発行するサービス。

※2 大学等で正規に提供された講義とその関連情報のインターネット上での無償公開活動。

第Ⅱ． 3つのアクションプラン

一． 日本産業再興プラン

4． 世界最高水準のIT 社会の実現

IT を活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT 戦略(本年6月14日閣議決定)を精力的に推進し、規制・制度改革の徹底並びに情報通信、セキュリティ及び人材面での基盤整備を進める。

⑥産業競争力の源泉となるハイレベルなIT 人材の育成・確保

IT やデータを活用して新たなイノベーションを生み出すことのできるハイレベルなIT人材の育成・確保を推進する。

○IT を活用した21 世紀型スキルの修得

- ・2010 年代中に1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、デジタル教材の開発や教員の指導力の向上に関する取組を進め、**双方向型の教育やグローバルな遠隔教育など、新しい学びへの授業革新を推進**する。また、来年度中に産学官連携による実践的IT人材を継続的に育成するための仕組みを構築し、義務教育段階からのプログラミング教育等のIT 教育を推進する。

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

1. 人材育成・教育

(2) 国民全体のITリテラシーの向上

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体としてITに触れる機会が増大していることを踏まえ、ITの利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体のITリテラシーの向上を図る。

このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、そのリテラシーの現状も把握しつつ、年代層別に、ITに関する知識を身に付けるための取組を推進する。また、**遠隔教育等ITの利活用により、離島を含め全国津々浦々で、全ての国民が地理的・時間的制約を受けることなく自由に学べる環境を整備**する。

(3) 国際的にも通用・リードする実践的な高度なIT人材の育成

イノベーションの鍵を握るのは人材であり、**社会的課題の本質を掘り下げてITの利活用による解決策をデザインできる、ITの利活用をけん引する高度なIT人材の育成が必要**である。また、このような高度なIT人材を育成するためには、**実践の中で技術を習得させることが重要**である。

このため、初等・中等教育段階からプログラミング等のIT教育を、**高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、分野・地域を越えた全国的な実践教育ネットワークの推進**やインターンシップ等を含め、実践的な専門教育プログラム等を構築する。

テーマ

高等教育機関におけるICTの利活用に関する調査研究

委託事業者

京都大学（飯吉透教授）

※ 本調査研究においては、以下のJMOOCの設立準備プロジェクトから携わる有識者を調査体制の構成員としている。

梶田将司（京都大学）、重田勝介（北海道大学）、福原美三（明治大学）、山内祐平（東京大学）、山田恒夫（放送大学）
（五十音順、敬称略）

予算額

8百万円

事業期間

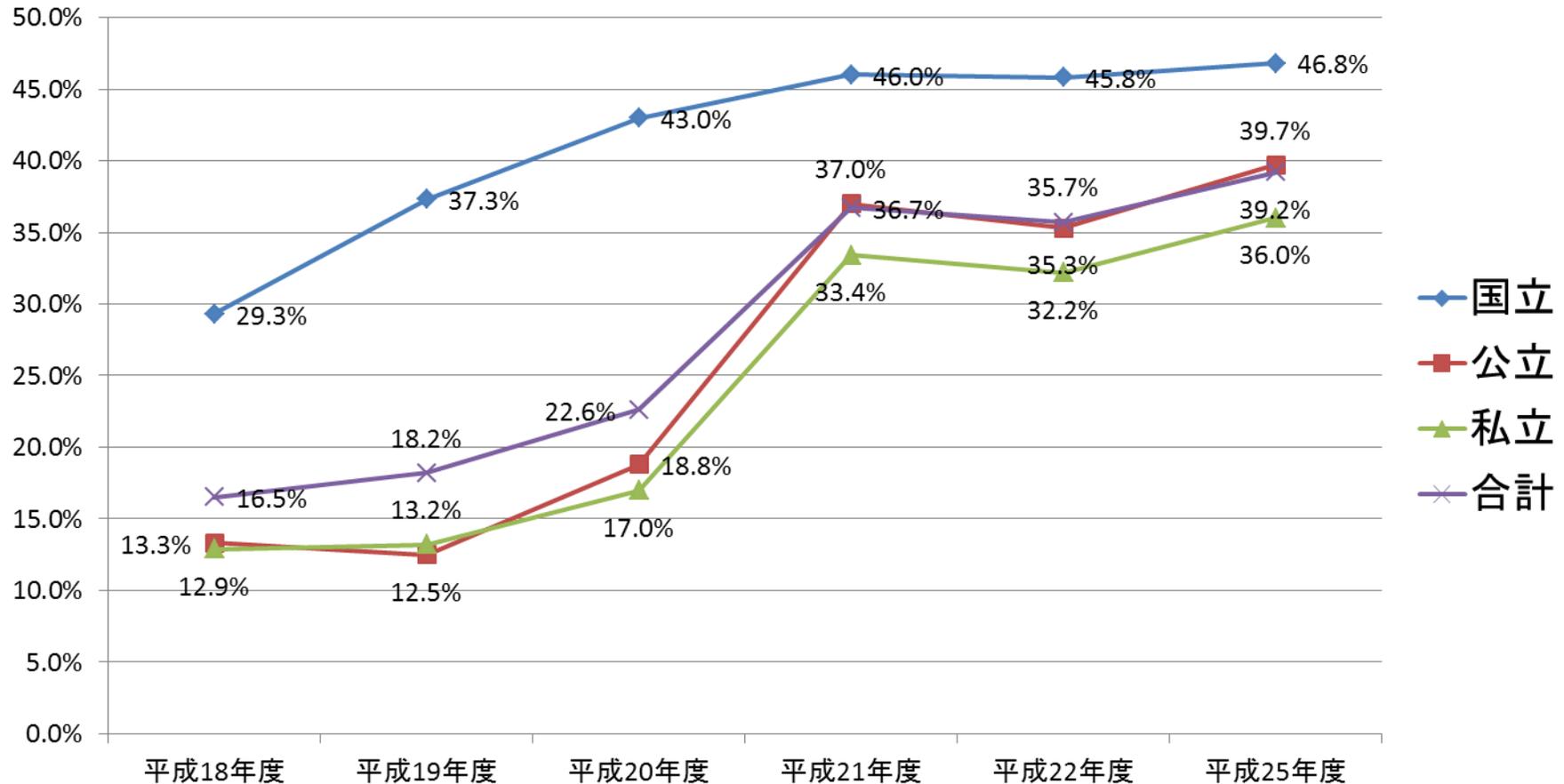
平成25年9月30日～平成26年3月31日

調査の概要

1. 我が国と諸外国のICT活用教育の実態調査
 - 1) 全国の国公立大学、短期大学および高等専門学校におけるICT活用教育の実施状況
 - 2) 諸外国におけるICT活用状況データとの比較
2. 我が国と諸外国におけるICTを活用した先進的な学習形態調査
 - 1) MOOCについての各国政府の取組状況
 - 2) MOOC及びオープンコースウェア(OCW)についての各大学の取組状況

ICT活用教育実施状況

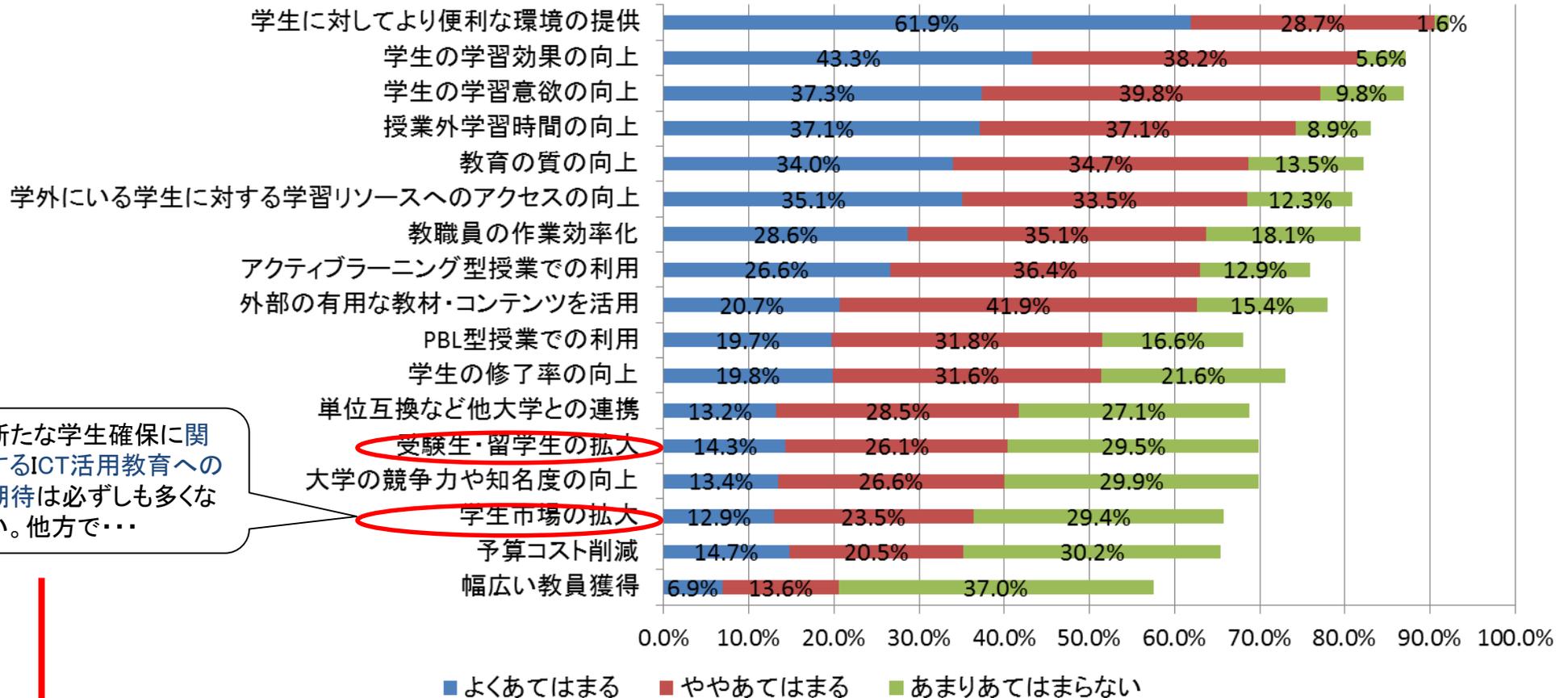
大学の学部・研究科におけるインターネット等を用いた遠隔教育実施割合の推移（平成17年～平成25年度）



出典）高等教育機関におけるICTの利活用に関する調査研究（平成26年3月 京都大学）

大学におけるICT活用教育への期待

ICT活用教育に期待される効果（学部・研究科の国公私立合計）（N=1984）



新たな学生確保に関するICT活用教育への期待は必ずしも多くない。他方で...

先進的なeラーニングやオープンエデュケーションリソースは高等教育の低価格化をもたらし、経済的な事情により大学進学をあきらめざるをえなかった者の学習機会の拡大、学習の場のボーダーレス化をもたらすことが期待される。経済的負担軽減策の充実により、4万人程度*が新たに高等教育機関に進学

(※「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」(小林雅之東京大学教授(研究代表))より)

地域経済の活性化への貢献

- 地方大学の年間の教育研究活動により、大学の立地する県経済に大きな経済効果が発生 -

※ 中国地方中規模国立大学
(学生数:約1万1千人、役員・教職員数:約4千人)

県経済全体への効果:667億円



※ これらの主な産業以外に、「通信・放送」、建物維持管理サービスなどの「対事業所サービス」、「金融・保険」、「精密機械」、コンピュータなどの「電子機械」の産業等で201億円の生産誘発効果がある。

※ 「地方大学が地域に及ぼす経済効果分析報告書」(平成19年文部科学省委託研究)のデータを基に作成。

MOOCについて

1. MOOC (Massive Open Online Course): 米国を中心とする主要有名大学の無料オンライン講義

- Massive (大規模) : 受講者の規模が巨大
Open (無料) : 誰でも自由に受講可能
Online (オンライン) : インターネットに繋がる環境であれば、世界中どこからでも受講可能
Course (講座/科目) : 大学レベルの開講科目

2. MOOCの特徴

- ・インターネット上で公開され、無料
- ・受講者が多い(一講座あたり数万人規模)
- ・講義や説明動画が短い(10分程度)
- ・受講者同士の学びを重視(掲示板機能、相互採点)
- ・(現状は)世界の名門大学による講義が中心
- ・複数週にまたがる(5~15週程度)
- ・受講期間中に小テストや課題提出あり
- ・修了認定書を修得できる講座もある

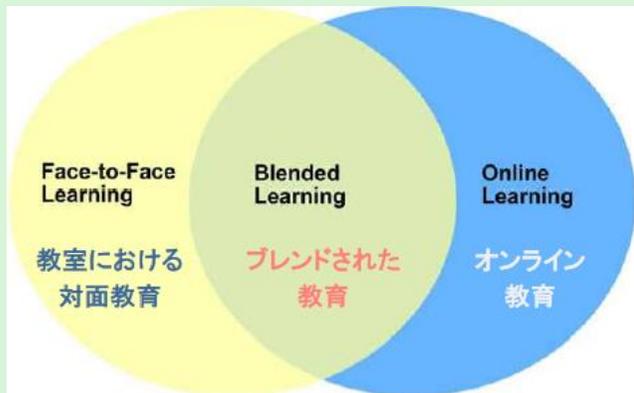
3. 我が国の参加状況

大学名	プラットフォーム名	講座名	担当教員
東京大学	Coursera (コーセラ) (営利) (スタンフォード大学)	戦争と平和の条件 (Conditions of War and Peace)	藤原 帰一 大学院法学政治学研究科教授
		ビッグバンからダークエネルギーまで (From the Big Bang to Dark Energy) J	村山 斉 カブリ数物連携宇宙研究機構長
		Interactive Computer Graphics	五十嵐 健夫 大学院情報理工学系研究科教授
京都大学	EdX (エデックス) (非営利) (ハーバード大学、MIT)	生命の化学	上杉 志成 化学研究所教授

※上記のほか、大阪大学、慶応大学、早稲田大学なども現在準備中

◎MOOCの可能性

- ① 世界中の誰でも良質の高等教育にアクセス可能
(無料(安価)に高等教育を提供可能)
 - 開発途上国の人々、地方の人々
 - 授業料高騰のため、大学進学を断念する人々
 - 中堅大学ではMOOCで講義を代用
- ② 時間・場所に束縛されず、高等教育を受けられる
 - 働きながら(社会人)の受講も可能
- ③ Blended Learningにより、教室の授業をアクティブに
 - 知識伝授はビデオで、教室ではディスカッションや演習等



(出典) What is LMS?: Using Blended Learning to Enhance Education

◎MOOCの課題

- ①教育の質の保証
 - 提供される講義の質、修了認定の質の保証を誰が行うのか。
 - 単位、学位に繋がっていない。
- ②教育効果
 - 生徒の自主性がないと成立が難しい教育方法
 - 低い修了率(東京大学の場合、登録者8万人に対して、修了者数は5000人。)
 - アラカルト(科目単位)が中心でコース料理(学位課程)ではない
- ③MOOCのプラットフォームの採算性は?
 - 講座の多くは無料で提供されることになるが、その代替としてどのようなビジネスモデルが構築できるか。

ご静聴ありがとうございました。